

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

平成26年9月16日（火曜日）

予算・決算委員会

日時 平成26年9月16日（火曜日） 午前9時00分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

- | | |
|-------------------|------------|
| 1 第127号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 2 第128号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 3 第129号議案～第156号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 4 第157号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 5 第158号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 6 第159号議案 | 「質疑・討論・採決」 |

出席委員（17名）

委員長 鈴木達雄	副委員長 加藤芳夫					
委員 浅尾洋平	柴田賢治郎	打桐厚史	小野田直美	山崎祐一	村田康助	
	山口洋一	下江洋行	白井倫啓	長田共永	滝川健司	中西宏彰
	丸山隆弘	鈴木眞澄（監査委員）	菊地勝昭			
議長 夏目勝吾						

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長、監査委員及び副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 村田道博	議会事務局次長 中島 勝
議事調査課長 伊田成行	書 記 今野千加

開 会 午前9時00分

○鈴木達雄委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本日は、去る10日の本会議において本委員会に付託されました議案のうち、第127号議案 平成25年度新城市一般会計決算認定から第159号議案 平成25年度新城市工業用水道事業会計決算認定までの33議案を審査します。

審査は、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

なお、質疑者、答弁者とも決算審査の趣旨に沿って、簡潔明瞭をお願いいたします。

それでは、第127号議案 平成25年度新城市一般会計決算認定を議題とします。

初めに、歳入1款市税の質疑に入ります。

最初の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、第127号議案 平成25年度新城市一般会計決算認定の歳入1款市税、個人でございます。ページ数は14ページでございます。

現年課税分の収入未済額が前年度決算より大きく伸びた要因は、また滞納繰越分の不納欠損額も前年度決算より増加しているがその要因と、滞納者に対する納入督促等の交渉は、お願いいたします。

○鈴木達雄委員長 原田税務課参事。

○原田哲治税務課参事 それでは、お答えします。

市民税個人の現年分につきましては、前年度対比で、収入未済額が800万円ほどふえております。また、調定のほうも前年に比べて4,200万円、収入済額も3,400万円ほどふえております。

その結果、市税の現年分、滞納繰越分合わせて、収入未済で600万円弱減っております。

収納率では、前年対比で0.1%の伸びとなっております。

御質問がありました市民税、個人の現年分

の収入未済額の要因としては、賦課期日現在、市内に住所がありました単身世帯等が市外に転出してしまい、行方がわからなくなってしまった滞納者が多いということが一つの要因として分析できます。

また、滞納繰越分の不納欠損が90万円ほどふえておりますが、これも現年分と同様に市外への転出とか、行方がわからなくなってしまった滞納者等がおるものですから、そうしたことが要因として考えられます。

次に、滞納者に対する納入督促等の交渉につきましては、臨戸徴収のほか、夜間電話催告、名寄催告の発送、また、高額・徴収困難案件につきましては、東三河滞納整理機構へ移管を行って、厳しく対処しているところがあります。

以上です。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今、未収入率、また滞納等の不納欠損ですけども、市外への転出のためというのが、今時々言葉の中に出てきたんですけども、市外へ転出とか行く先が不明ということなんですけども、現実そういうことが起こり得るということは、市外の転出といっても、恐らく住民票等移動されておるし、私は行き先がはっきりつかめるのではないかなと思うんですね。

住民票がそのままとまっておる状況ならば、市内に在住ということなんですけども、市外の転出によってわからないというのは、私は少し納得ができないなというところがあります。

こういう戸籍、住民票という日本人の世帯をはっきりさせる、動向をはっきりさせる書類がある、住民票があるということならば、ぜひその辺の追及というか、滞納者に対する追及はどのように今やっておるのか、不明だから終わったのではやらないよというのではなくて、その辺の今年度に関しての市外転出に対する請求はどのようにしておったかをお

伺いいたします。

○鈴木達雄委員長 原田税務課参事。

○原田哲治税務課参事 市外の滞納者につきましては、住民票を移したもので、それは転出先がわかるものですから、その市町村に照会をかけて、給与支払報告書とか滞納状況とか、その市町村のですけども、そういう調査をさせていただきまして、給与で天引き、押さえられるものについては、実際押さええて納付をするような方向にもっております。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今の答弁で、市外に出た方のそのような督促というか差し押さえ等も可能のところ、この辺で、私も差し押さえっていうのは、当然国税も市税もできる権限があると思うんですけども、やっぱり不納欠損に持っていくというのは、一番ちゃんと納めている市民から見たら、非常に不公平だなと思ってしまうんですね。

できる限り、市内、市外問わず、市民の納税意欲を高めるためにも、不納欠損は少なくしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○鈴木達雄委員長 原田税務課参事。

○原田哲治税務課参事 委員さん、おっしゃるとおりで、不納欠損にはしたくないんですけども、なかなか滞納者の状況とか、財産がないとかいろいろございますので、調べることは手を尽くしておるんですが、なかなか財産等ない方もございますので、その部分でこういった不納欠損も発生しているという状況でございます。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 次に移ります。

1 款の市税固定資産税、同じく14ページでございます。

これも、滞納繰越分の調定額に対しまして、前年度比で収入済額が減少し、不納欠損額と収入未済額が増加しております。これも、やっぱり真面目な納税者を裏切ることになると、

私は思いますので、滞納者に対する交渉と不納欠損にしないための方策はあるのかと。

同じような質問でございますけど、よろしく伺いいたします。

○鈴木達雄委員長 原田税務課参事。

○原田哲治税務課参事 滞納者に対する交渉につきましては、少額の滞納者や納付忘れの方々には、臨戸訪問による徴収、滞納者全員に名寄催告書の発送、高額・徴収困難案件につきましては、先ほど申しましたように、東三河滞納整理機構への移管による対応を行っております。

差し押さえ等は、機構と連携しまして、給与、預貯金、生命保険等の即現金化できるような財産の調査を実施して、平成25年度におきましては、60件の差し押さえを実施しております。

また、悪質な滞納者につきましては、不動産に換価価値があったりするものについては、納税を促す意味でも、7件の差し押さえを実施しております。そして、時効の中断を図っております。

また、納税誓約による債務承認により、時効を伸ばす手だてをとっております。235件を提出させて、減少に努めております。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今、大変な御努力いただいている答弁をいただきました。東三河の滞納整理機構を使ったり、また差し押さえをしっかりして、ことしは60件ほどやったということで、努力は認めるんですけども、まだまだこの辺の真面目な納税者に対する、本当に公平さというのが時効成立を待てば払わなくても済んでしまうという一番悪い体制というか、こういうものはなくしていただきたいと思えます。

という中で、1点ですけども、東三河滞納整理機構に悪質なものというのかそういうものについて依頼しておると思うんですけど、今年度の1年間の成果というのは、どのよう

に上がって、何件ぐらいの効果が上がっているか、教えていただきたいと思います。

○鈴木達雄委員長　すぐ出ますか。

原田税務課参事。

○原田哲治税務課参事　平成25年度の対応につきましては、移管した対象者が84人です。送りました税額ですが、市民税から国民健康保険税まで全部で6,400万円ほど送りました。その中で、4,000万円ほど徴収しております。

以上です。

○鈴木達雄委員長　加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員　大変努力している成果も見られておられると思うんですけども、実際6,400万円に対して約4,000万円の徴収、収入ということでございますと、まだまだ2,000万円余が未済額という形になってくると思うんですけども、これらの一番の問題点は、時効の成立してある程度年限があると思うんですけども、できる限り、もう時効成立に近いものについて最重点的に徴収して、納入をしていただけるように今後も努力していただきたいと思いますけども、その点よろしくお願いたします。

○鈴木達雄委員長　加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員　先ほどの加藤委員の質疑に御答弁いただきましたので、私の質疑は取り下げさせていただきます。

○鈴木達雄委員長　わかりました。

小野田直美委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員　私も同趣旨の質問内容ですので、基本的には取り下げさせていただきます。

ただ1点、この決算の段階で既に時効になったものというのは何人あるわけですか。

○鈴木達雄委員長　再質疑からということで。

原田税務課参事。

○原田哲治税務課参事　お答えさせていただ

きます。

市民税、それから市民税の法人ですね、固定資産・都市計画税、軽自動車税、全部合わせまして、819名の3,100万円ほどになっております。

○鈴木達雄委員長　山崎祐一委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

白井倫啓委員。

○白井倫啓委員　加藤委員の市税個人のところの関連質疑をさせていただきます。

確認ですが、先ほど前年度決算より大きく伸びた要因ということで、2点ほど加藤委員が質疑しましたが、市内住所の単身世帯が市外へ転居して、住所がわからないというようなお話があったかと思うんですが、わからないという御答弁の後、加藤委員の質疑に対して、住所はわかるというような話だったように思うんですが、転居先というのが不明であるという件数というのは具体的にどの程度あるのでしょうか。

○鈴木達雄委員長　原田税務課参事。

○原田哲治税務課参事　お答えします。

現年分につきましては、今提出された市町村に問い合わせをかけておまして、そこからまた移動された方とかいろいろございますので、今その調査の段階でございます。

○鈴木達雄委員長　ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長　質疑なしと認めます。

歳入1款市税の質疑を終了します。

次に、歳入12款分担金及び負担金の質疑に入ります。

質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員　12款分担金と負担金、22ページです。

民生費負担金について、欠損金の原因について伺います。

○鈴木達雄委員長 金田こども未来課長。

○金田明浩こども未来課長 民生費負担金の不納欠損額につきましては、保育所保護者負担金過年度分であります。

該当年度は、平成20年度分であります。

電話連絡・家庭訪問及び催告書によりまして、納付の催促を行ってまいりましたが、園児の卒園、市外の転出もあり、納付されない状態が続き、5年間の消滅時効が完成したため、不納欠損をしたものであります。

以上であります。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳入12款分担金及び負担金の質疑を終了します。

次に、歳入13款使用料及び手数料の質疑に入ります。

最初の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、13款使用料及び手数料、商工使用料、24ページでございます。

湯谷温泉源使用料の収入未済額が前年度より伸びているが、その要因はどこにあるのか、お願いいたします。

○鈴木達雄委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 湯谷温泉源使用料は、市が、湯谷温泉の保護及び利用並びに温泉供給の適正を保持するため、集中管理方式による温泉くみ上げ、追い炊き、配湯を一括して管理し、温泉使用者から毎月の温泉供給量に応じ、徴収するものでございます。

収入未済額につきましては、御指摘のとおり、平成25年度現年分の湯谷温泉源使用料につきましては、平成24年度467万1,600円に対し、平成25年度623万7,800円で、前年度と比較して133%、156万6,200円の未収増となっております。

過年度分の湯谷温泉源使用料につきましても、平成24年度218万2,800円に対して、平成25年度では583万6,400円で、前年度と比較して267%、365万3,600円であり、いずれにしましても、前年度より未収増となっております。

具体的には、収入未済額が前年度より伸びている要因といたしましては、平成17年度の愛知万博開催以降、景気の低迷や団体旅行の衰退などの影響で、全国各地の温泉街におきましても、一部を除いて観光客離れが進み、湯谷温泉へのお客様におきましても、同様にその傾向が続いております。

このような傾向から、ゆ〜ゆ〜ありいなを含めた湯谷温泉旅館などの入湯客数も、平成22年では10万7,977人、平成23年では10万4,238人、平成24年では、鳳来峡インターチェンジの完成で、11万1,056人と増と転じ、平成25年では10万7,120人となり、過去4年間の平均につきましては、約11万人弱となっております。

このことから、平成17年の入湯客数、15万7,210人と比較しますと、約70%の入湯客数となっており、一部の施設におきましては、客足の低迷と売上単価の減少と思われるここ数年の営業収入の減が、未納付につながっていると考えております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 大変過去のいろんなデータも答弁の中で入れていただきまして、ありがとうございました。

これも一種の税というのか、市にとって当然温泉源を使用させていただくその使用料ということは、一種の水道料金と同じような考え方ではないかと思えます。

ただ、景気低迷によって、温泉を営んでいるというのは法人だろうと思うんですけども、こういう方々のお客が低迷したからといっても、温泉としては当然営業しております

し、それなりの泉源を使用しているということは、当然支払う義務があると思います。

これの支払う義務が非常に今下がってきているというのが現状の中で、この支払いを不納にしているというか、支払いを拒んでいるという主な原因、個々には多少違うと思うんですけども、お客さんが減っているのはもちろんでございまして、この義務というのは当然果たしていただかないと公平性に欠けますので、主な温泉街のその中の理由は何でしょうか。

○鈴木達雄委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 お答えさせていただきます。

平成25年度の温泉、当然委員が申されたとおり、使っている以上払っていただくのは当然だと思います。

平成25年の温泉使用料の過年度分につきましても、市としまして、臨時戸別徴収を5回、また電話催告も行い、またあわせて納付計画による分納計画も行って、調定額685万4,400円に対し、納付済は12回あり、101万8,000円あり、また未納額は、583万6,400円で、14.9%の収納率になりました。

また、現年度分の調定額2,140万6,600円に対して、収入済額につきましては1,568万8,000円あり、未納額は623万7,800円で、収納率は70.9%でございました。

〔「主たる原因を聞いているんです。

数字はいいんです、もう先ほども聞きましたのでね」との声あり〕

○榊原法之観光課長 そのように納付の願いをして、未納付につきましては景気動向等が大きく作用されていることから、今後も引き続き滞納者に御理解を得て、未収入金額の抑える努力をしてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 もちろん、それは一生懸命努力していただくのは当然のことです。

すけども、市税と同じように、これ私がちょっと使用料についての時効というのがよくわからないので申しわけないですけども、これも一般的には5年という時効の成立があるかどうか。また、時効の成立があれば、このまま不納欠損でいってしまうのかという、ちょっとそこら辺を教えてください。

○鈴木達雄委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 現在のところ、条例上、温泉使用料につきましては、期日までに支払いができないときには供給を停止することができるとは書いてございまして、現在停止だとかということになりますと、配湯給湯が、営業ができなくなって、重大な措置と考えております。

引き続き、温泉供給の適正な保持につきまして、使用者、温泉旅館等につきましては、まだお話し合いの中で支払ってほしいという意思もあるし、支払いも分納でいただいておりますので、多く収入があるときには可能な限り納付努力をお願いして、収入未済額を抑える努力をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 そういう努力して、向こうも分納というのかそういう形で、少しずつでも納入していただけたところはまだいいんですけど、極端なことを言うと、もうかなり滞納が大きく膨らんできているところは、今答弁であったように、一旦バルブを閉めるというか、とめるということもやっぱりある程度、ほかの同業者の温泉街の方々にも影響することですので、やっぱり納めなくて得というのは絶対まずいと思いますので、ある程度厳しい制裁というのもしやらないと、それをやるとお店の経営が悪くなるという、経営が悪くなるのはもともと経営が悪いのであって、それで納めないなのであって、経営がよければ当然こんな温泉源使用料、納めているに決まっているんですから。

やっぱり、そこらはある程度、この市税含めて全般的にそうですけど、市民に対する公平性、今回は使用料でございませぬけども、ちょっと時効のことが、はっきり今答弁なかったんですけども、その辺の厳しい姿勢というのを見せるべきだと思うんですけども、これを最後の質疑にします。いかがですか。

○鈴木達雄委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 先ほど申したとおり、また話し合いただとか、分納の話し合いの中で、十分分割して払っていく、先ほどのように、収入があるときはたくさん払っていくということを申しておりますし、また景気の動向もございませぬので、今後温泉管理の面からも、温泉源使用料はかかわりがありますので、この課題に対して、必要に応じて温泉審議会のほうでも御検討をお願いして、対策等考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

〔「条例上、時効あるか」との声あり〕

○鈴木達雄委員長 時効の件はどうでしょうか。どういう決まりですかということです。

榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 大変済みませんでした。時効につきましては、前回も一部不納欠損したケースがございまして、5年で処理させていただいております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 13款使用料及び手数料、24ページです。

衛生使用料、火葬施設使用料・斎場施設使用料・霊柩車使用料の内訳について伺います。

あわせて、近年の増減の傾向等、わかる範囲内で説明をお願いしたいと思います。

○鈴木達雄委員長 小笠原環境課長。

○小笠原伸吉環境課長 それでは、お答えし

ます。

火葬施設の使用件数につきましては639件で、うち市外の方が45件です。斎場使用件数は28件、うち市外の方が4件、霊柩車使用件数は332件で、うち市外の方が16件です。

近年の傾向についてですが、火葬施設使用は、平成16年度までは500件台で推移しておりましたが、平成17年度に600件を超え、ここ5年間は600件から650件の範囲で推移しております。

斎場の使用につきましては、平成15年度の年間123件をピークに減少を続け、ここ5年間は30件前後の数値で推移しております。

霊柩車使用件数については、火葬使用件数の約5割強の利用件数で推移しております。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 斎場の使用料、斎場使用は減少しているということなんですが、その原因について伺います。

○鈴木達雄委員長 小笠原環境課長。

○小笠原伸吉環境課長 平成15年度以降、民間のホールができて、現在通夜から告別式、会食、法要まで一貫してできるホールが市内に4カ所ございます。

そういう利便性のある民間のホールを利用するという形で、告別式だけしかできない当斎苑の斎場の使用が減っていると認識しております。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 今の件ですけれども、これ改善していくというか、そういう方向性は検討されていないんですか。

○鈴木達雄委員長 小笠原環境課長。

○小笠原伸吉環境課長 通夜ができるということで、そういうホールにするという形になりますと、改装等が必要になりますので、非常に多額の費用がかかる面で、どういう方向がいいのか検討はしておりましたが、現在のところ改装するというような計画には至っておりません。

それともう一点、当ホールができるときに、周辺の住民の方と約束の件がありますので、夜間の使用ということになりますと、またその辺で周辺の環境問題等も、今後調整しなければならない問題等もありますので、まだ前へ踏み出た状況ではございません。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 加藤委員の質疑に対する関連質疑を行います。

湯谷温泉というのは、新城の観光資源として非常に重要だと思います。単純に、収入未済額が伸びているという問題ではなくて、そこには新城市の観光政策として、湯谷温泉をどのように考えていくかという問題があるのかというようなことでお聞きしました。

収入未済額、これを減らすという努力をすることとともに、あわせて根本的には、ない金は払えないという状況を改善しない限り、収入未済額は減らないだろうと思います。

観光政策として、湯谷温泉、これをどのように考えようとしたのか、検討をしたのか、お伺いしたいと思います。

○鈴木達雄委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 今後の湯谷温泉に対する誘客戦略ということだと思います。

入湯客数につきましては、平成23年度、減少傾向が続いており、先ほど申したとおり、三遠南信自動車道、鳳来峡インターの供用開始で、ある程度増となっております。

また、平成24年度は前年に比べ、鳳来ゆ〜ゆ〜ありいなにおいても2,200人、湯谷温泉全体で申し上げますと7,000人、そのときは増加したということになります。

なお、また来年の市政10周年にかかわるイベント、また2015年度末に待望の新東名高速道路愛知県区間が開通されることも見込まれ、

本市への観光客の増加が期待されていることです。それに伴って、湯谷温泉にもそこで誘客ができると考えています。

また、来月、10月1日になりますけど、発足する組織強化された一般社団法人奥三河観光協議会や、県の東三河観光協議会による広域圏との密な連携をとり、道の駅もつくるでの観光案内の充実を図るなど、誘客に向けて積極的な情報発信に努めてまいりたいと思います。

また、近年、個人またはグループ旅行が主流になってきた現在、インターネットによる情報発信や新聞等、メディアの威力も絶大なものがありますので、イベント等の情報を豊富に提供し、県内外へ観光宣伝活動等、観光キャンペーンも充実、展開していきたいと思っております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳入13款使用料及び手数料の質疑を終了します。

次に、歳入20款諸収入の質疑に入ります。

最初の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 20款諸収入、52ページです。

雑入の内容と不納欠損金の原因について伺います。

○鈴木達雄委員長 金田こども未来課長。

○金田明浩こども未来課長 お答えいたします。

雑入の不納欠損額のうち37万5,000円につきましては、児童クラブ保護者負担金過年度分であります。

該当年度は、平成18年度分から平成20年度分までであります。

電話連絡、家庭訪問等により、納付の催促を行ってまいりましたが、転出後に所在不明、離婚等の生活環境の変化により、生活が困難

になったなど、納付されない状態が続き、5年間の消滅時効が完成しましたので、不納欠損処分させていただいたものでございます。

○鈴木達雄委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 引き続き、民生費雑入の不納欠損の理由を説明させていただきます。

今説明がありました37万5,000円のほか、14万6,000円は生活保護費の返還金であります。

生活保護費返還金を分納しておりました生活保護受給者の死亡により、返還の見込みがなくなったため、不納欠損処分とさせていただいております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 内容的に、今児童クラブの件でいきますと、担当者として理解できるというか、温情というんですかね、仕方がないという部分と、やはり確信というか、逃げたというような感覚がする、その件数の割合的なものはどのように把握されておりますか。

○鈴木達雄委員長 金田こども未来課長。

○金田明浩こども未来課長 児童クラブの関係ですけれども、直接未納者とは接触しております、状況等は伺っておりますけれども、その内訳というのははっきりわからない状況ではございますけれども、本人自体は本当に生活が苦しいということによっておりますので、その辺は、所在不明の方が5名おりますし、母子家庭だとか、離婚の方が8人という形ではございますので、こども未来課としては、十分にそちらを催促した上で、徴収ができなかったということで不納欠損させていただいております。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 その5人と8人、つまり14万円の内訳は13人ということでよろしいんですか。失礼しました、37万円です。

○鈴木達雄委員長 金田こども未来課長。

○金田明浩こども未来課長 対象者は30人と

いうことです。後は、生活困窮という形の方でございます。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 同じく歳入20款諸収入、54ページです。

生活保護費返還金の返還額が大幅にふえている理由について、伺わせていただきます。お願いします。

○鈴木達雄委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 お答えさせていただきます。

生活保護費返還金の増加の理由につきましては、大きく2つございます。

1つ目は、生活保護費受給者が、平成20年11月から平成22年4月まで、入院しておりました病院の診療報酬の不正受給に伴う診療報酬の精算返還金682万6,790円があったためであります。

2つ目の理由としましては、生活保護者の入院、手術が重なったことにより、医療費の概算払い額がふえ、年度末における診療報酬支払基金の精算に伴う返還金が143万7,074円ふえたことでもあります。

その他の返還金につきましては、生活保護受給者の収入状況等の変化により、生活保護法に基づく保護費返還義務に伴う返還金137万594円となっております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 中西宏彰委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳入20款諸収入の質疑を終了します。

次に、歳入総括の質疑に入ります。

質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 総括を行います。

逃げ得、ごね得などの悪質な未納者を排除しなければ、税の公平性等は担保できません。納税市民に対し、どう理解を求める努力がされているか伺います。

○鈴木達雄委員長 原田税務課参事。

○原田哲治税務課参事 お答えさせていただきます。

税の公平性の観点から、不納欠損はあってはならないと考えております。

納税折衝や滞納処分による滞納者との接触や、納税催促による対応を図った中での地方税法に基づく不納欠損処分となったもので、納税市民に対しての時効完成による不納欠損処分の理解・周知というのは、新たな滞納者をふやす要因にもつながりかねないと思われるので、引き続き、収納率の向上と収入未済の減少に向けて、一層の努力を図ってまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 この不払いというんですか、未納の問題は、行政に対する、例えば不満等がありまして、意図的というか、意思を持った不払いというか、そういうようなものもあるように聞いておりますが、その実態等についてどういうふうに御認識されているか、伺います。

○鈴木達雄委員長 原田税務課参事。

○原田哲治税務課参事 今おっしゃられたようなことも多少はあるとは考えておりますが、折衝等行った段階で、そういった相手をよく観察というのか、どういうことかということで、そういった方々は、先ほど申しましたように、東三河の滞納整理機構とタイアップしまして、差し押さえとか、財産調査はもちろん入りますけども、そういった対応で納税を促すような努力を図っております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 釈迦に説法になるんですが、

この税類の徴収というのは、行政の根幹、基本だと思っております。

そこで、悪質だと思われるような要件について、例えばベスト5だとか、ベスト10ぐらいを公表するというようなお考えはないか、伺います。

○鈴木達雄委員長 原田税務課参事。

○原田哲治税務課参事 非常に難しい問題だと考えておりまして、公表するという事はないと思っておりますが、これから悪質なものについては、先ほど申しましたように、機構と連携を図って処分をしてみたいと思っております。よろしく申し上げます。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 他市の話ですが、公表した場合に半分ぐらいが直に納付したというような例も聞いておりますので、一度検討していただきたいと思っております。

最後ですが、こうした厳しい徴収とはまた一転して、商売に失敗したとか、病気だとか、いろんな意味できちっとした定期の納税等ができないという事例もあるように聞いております。

そうした場合、温情というかよく理解して、対策を相談に乗るといような形の納税、徴収のされ方もされているのか、その点どういう点に留意されているのか、伺います。

○鈴木達雄委員長 原田税務課参事。

○原田哲治税務課参事 今委員がおっしゃられた要件につきましてもかなりございまして、財産調査をしまして、納税相談を行います。それによって、財産の確認ができないとか、不動産の調査をしますと、もう既に根抵当権が設定されておりまして、かなりの借入額があるとか、いろいろな情報も個人個人でまた違いますものですから、そういう情報を使いまして、分納の相談、毎日のように納税相談を実施して、対応を図っております。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 ぜひとも、そういった配慮

をしていただいて、新城市が、例えば生活破綻した、経済破綻したと、そういう方でも新城市におれば、もう一回やり直しがきくと、再生がきくというようなそういう意識に立てるような温情もある市にしていきたい、そう思います。

終わります。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳入総括の質疑を終了します。

次に、歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、打桐厚史委員。

○打桐厚史委員 歳出2款1項5目人事管理費、職員研修事業、74ページでございます。

各種研修を実施した効果を伺います。

○鈴木達雄委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 それでは、職員研修事業の実績及び効果につきまして、お答えをさせていただきます。

本市では、新城市人材育成基本方針及び人材育成基本方針アクションプログラムに基づきまして、毎年度職員研修計画を作成し、市民価値を高めることのできる職員の育成に努めているところでございます。

平成25年度におきましては、副課長以上の管理職に対しまして、法令遵守意識の徹底とマネジメント能力の向上を図ることを目的としたコンプライアンス研修やOJT管理者養成研修を実施するとともに、係長以下の職員に対しましては、プロ意識と接遇のスキルを高め、市民満足度の向上を目指した接遇研修を実施いたしました。

そのほか、それぞれの職階に応じて身につけるべき能力や担うべき役割と責任を自覚させるための階層別研修や、最新の情報や高度な専門知識・技能を修得するため、自治大学

校、愛知県、市町村アカデミーなどの外部専門研修機関へ派遣する職場外研修を実施しております。

これら職員研修の効果につきましては、目に見える形での効果を測定するということは大変難しいわけですが、研修受講後に、職員から今後の目標を記載しました研修報告書を提出させることによりまして、職員の意識に深く浸透させるとともに、研修によりましては、その後の目標達成状況や職場における態度・行動の変化を客観的に効果測定させるフォローアップというものを約半年後に実施するなど、職員のさらなる意識改革や研修効果の定着に努めているところでございます。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 打桐厚史委員。

○打桐厚史委員 目に見えないものでございますが、ここにいる部課長さん方は部下の方の行動をいろいろわかっていると思うんですが、処理能力が向上したとか、てきぱきな判断ができるとか、そういうところが見えてると思うんですが、そういった効果がなかなか見えないのであれば、284万円の効果があるのかどうか、これでは少ないのかどうか、その辺の判断はいかがですか。

○鈴木達雄委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 研修の効果がなかなか目に見える形というのは難しいということですが、決して効果がないということではございません。

以前は、職員もいわゆる研修に行っていと言われて、受け身的な形で受講する形が中にはあったわけですがけれども、この人材育成基本方針を策定しましてからは、みずから手を挙げて、進んで研修に行きたいという申し出があったり、それから帰ってきた後も、職場内で研修で学んだことを情報共有といいですか、職場内の研修、OJTのほうでも外で行ってきた研修の効果を共有して、生かして

いこうというそういう機運が見られるようになりましたので、やはり職員の気づきという面では大変効果があったと認識しております。

○鈴木達雄委員長 打桐厚史委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 質疑いたします。

2款1項17目地域自治区費、地域自治区運営事業、84ページになりますが、新城の今後の自治を進めるという要の事業と位置づけられて進められていると思いますが、初年度が取り組まれました。

どのような可能性と課題を確認されたのか、お伺いいたします。

○鈴木達雄委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 それでは、初年度を取り組み、どのような可能性と課題が確認されたかということで、お答えをさせていただきます。

地域活動交付金事業は、地域自治区内で行う地域課題解決や活性化につながる活動など、地域の課題に住民が自発的に解決に向けて行動する場合に、資金的な支援を行うことで応援し、そして、市民活動の充実・活性化を促進する事業でございます。

平成25年度は、10の地域自治区におきまして、地域に必要とされる111件の事業が採択されました。活動団体が地域の課題解決に向け、真摯に取り組み、そして活性化につながっているものと理解をしております。

それから、身近な地域課題を素早く解決することで、まちづくりを実感され、市民自治社会への参加意欲が高まる大きなきっかけとなったと考えております。

課題といたしましては、この事業実施初年度ということもございまして、制度周知について回覧、それからホームページ等で鋭意周知を行ってまいりましたが、結果的に二次募集・三次募集を行うことになりました。

また、一年を経過いたしまして、まだ地域

活動交付金のことをよくわかっていない。周知をする必要がある。こういった地域協議会委員の皆様からの意見もいただいております。

今後、自治振興事務所とともに、広報やホームページ、地域協議会だよりなど、情報発信を積極的に行い、さらに多くの市民の方が参加できるよう取り組んで参りたいと考えております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 今年度になりまして、地域活動交付金については、疑問の声を聞いています。

実際に昨年度実施に当たって、地域の皆さんの中から、今御答弁の中でも2次、3次募集になってしまった、制度の周知徹底できなかったというようなことを言われたんですが、制度そのものの目的が見えなかったというのが大きな課題だなというようには、自分としては判断しているんです。

その課題という点では、御答弁なかったんですが、この地域自治区というもの、最初に予算をつけたという点に問題があったのではないかというようにも思うんです。

地域の課題をまず明確にした上で、その課題をどのように解決するのか、ということが最初にあれば、もう少し地域の方たちの課題というものも明確になったのかなと思います。

予算があるから、その予算を消化しないといけないんじゃないかという意識が働き、よく言われました、公民館のトイレを直すとか、クーラーを直すとか、カラオケを買うとかいろいろな声が出て、こんな予算の使い方ではないのかという声がありました。

それが率直に課題としては御答弁されてなかったんですが、1年を通して、具体的な成果というものがすぐ出ないかもしれませんが、当初の目的自体に課題があった、なぜ地域活動交付金という大きな予算を組んだのか、この新城という全体の視点から見て、それぞれ

の地域のあり方を見直してもらおうと、そういう視点が足りなかったのではないかというのを、1年振り返って皆さんの声を聞いて、感じているんですが、その点について、大きな視点での課題というものは見つけられなかったのか、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 地域の課題の捉え方ということでございますが、まず地域の課題は市役所のほう、行政のほうでこれは地域の課題であると決めるものではなく、地域の方がそれぞれ抱えておる課題を、みずから見つけ、それを解決に動く。その事業というふうに捉えております。

なお、先ほどの御質問の中に、空調機、それからカラオケセットというふうなことをいただきました。これは、単に備品をその事業でそろえるというのではなく、確か予算のときでもお答えはさせていただいたと思いますが、地域の活性化というのを非常に重要視しております。その活性化というのは、やっぱり地域のつながりと捉えておりました、私も、この地域自治区を指導させていただいております愛知大学の鈴木誠教授、実を言いますと東北の震災の後、地域のほうに現地調査をされております。

そのときに、やはりこの地域のきずな、実際にこういったきずながある地域と、あんまりきずなが希薄な地域では、かなり震災のときも、そしてこれ極端な例でございますが、その後の復興にも差があったと。だから、単に備品というものではなくて、この地域のつながりがいかに大事かということをお指導いただいております。

したがいまして、この活動交付金につきましても、そういった意味も含めて非常に重要である、地域の方々がそれぞれの課題をそれぞれの目で判断をされ、決定をされたことです。

私、全ての地域協議会に参加をさせていた

だき、その地域の方々の課題を見ておりますので、今後とも信念を持ってこの事業を進めてまいりたいと思っております。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 地域の課題を地域の方たちが見つける。それは将来的に必要なことだと思います。

現時点で、自治区の役員のお多くは、基本的には1年の任期の役員の方を中心とした地域の役員の方だと思うんですね。継続性という観点で、地域の課題を見続けるという点で、非常に問題がある組織であったというようにも考えているんです。

それで、大きな視点でこの事業を判断されたのかということでお伺いさせていただきますが、地域の課題というものが何なのか、地域を継続させるために将来的に何が大事なのか。当面大事なものと、10年後、20年後大事なことというのは当然違ってくると思うんですね。

先ほどの質疑は、行政に当然求めたわけです。地域の課題を最終的に判断するのは地域の方なんですが、その課題のあり方、課題の見つけ方、10年後、20年後のこの地域のあり方というものを示すのは行政の役割だと思っています。

その役割に対して、どのような判断をされたのかということでお伺いしたんですが、地域にお任せというそれだけでは、今後この事業というのは先細りということの可能性が高いということでお聞きしました。

再度、お伺いしますが、行政として、この地域活動交付金、これに対して大きな視点をもって、地域の方たちと協議していく、こういう視点というのは、検討されているのかどうか。地域の人の思いだけをお願いすることに終始していくのか、その点についての御検討はどうなっているのか、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 御指摘のとおりだと思っております。

何も地域の方たちだけに肩がわりだとか、押しつけるというものではございません。

地域自治区制度、これ何度も申し上げておりますが、この地域自治区というのはこの地域協議会、地域の方たちと自治振興事務所、これによって構成をされております。したがって、今御指摘のような短期的、中期的、長期的、さまざまな問題が地域にございます。

そういったことも含めて、行政、自治振興事務所が一緒になって、それらの課題について検討をし、地域協議会の中でそれぞれの課題を、優先順位をつけて解決をしていただくということで思っております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 最後の質疑、いたします。

そういう視点で長期、中期においても、地域の方たちと協働していただけるということ、その点については確認させていただきましたが、先ほど質疑の中で、組織のあり方として毎年1年交代の地域の役員の方に担っていただくという点で、大きな問題ではないのかというように思います。

最近、視察したまちでは、地域自治区、新城と同じような方向で動いているんですが、やはり自治区会長とか、自治区長というのは1年単位の役員ではないんですね。継続的に地域を見ていくという点で、何年か単位でお役目をお願いするという組織になっていました。

これが新城の将来的なあり方かなというようにも思っているんですが、組織のあり方として1年を通して何か検討をしたということがあればお伺いしたいと思います。

○鈴木達雄委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 この継続性ということにつきましては、制度導入時からいろいろ御指摘をいただいております。

この委員の任期というものが1年で交代されるという場合もございます。全ての委員が1年で交代されるわけではございませんが、非常に多くの委員が1年で交代される地区もございますので、そういったところの継続性、大丈夫かというふうなことでございました。

確かに、そういったことがございますが、ただこの条例では2年となっておる中で、それぞれの地域協議会の中で、任期というものを御検討いただいた結果となっております。

それぞれの協議会の中で、継続性ということは今後御議論いただくかもわかりませんが、私どもとしてはそれぞれの行政から、地域協議会に対し、継続性がないから2年にすとかそういったことではなくて、そういったことを提案しながら、ほかの地区の情報もお伝えをしながら、こういった継続性、任期については今後地域協議会とその都度といたしますか、継続的に御相談をしていきたいと考えております。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、歳出の2款1項11目地域振興費、めざせ明日のまちづくり事業でございます。80ページでございます。

年々減少している補助金であります。地域自治活動交付金との絡みで、申請者が減少したと思われま。平成25年度事業成果と効果は上がったか、お伺いいたします。

○鈴木達雄委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 お答えをさせていただきます。

めざせ明日のまちづくり事業、平成25年度の事業成果と効果ということでございますが、めざせ明日のまちづくり事業は、平成25年度より、地域自治区制度の施行により、市域全体、または複数の地域自治地区をまたぐ区域の住民が、自発的かつ主体的に取り組む活動や、市民グループが行う公益に資する活動な

どを、市が資金的な支援を行うことで応援し、市民活動団体の自立と市民活動の充実を促進する事業でございます。

平成25年度の実施事業につきましては、全てこの趣旨に基づいたもので、活動団体が地域の活性化などに向け、真摯に取り組まれ、活性化につながっているものと理解しております。

したがって、どの活動を見ても、それぞれの関係する地域の中で、課題をみずから解決しようと懸命に実施をされたものでございまして、それぞれが価値ある活動と考えてございます。

以上です。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 私は、これ当初できたときに、相当大きな予算で発足、確か数千万、2千万円ぐらいかな、年々年を重ねるごとに、減ってきております。それで、平成25年度は当初予算確か600万円のところで、実績値で見ますと340万円と。当初予算平成25年度、約600万円の予算を立ててあったんですけども、実際結果的には340万円ということで、確かに真摯に取り組んでおったのかなという気持ちもするんですけども、ただちまたというか、市民の間から聞こえてくるのは、自治活動交付金との絡みも確かに影響があると思うんです。

その中でも、今のまちづくり事業の補助金の市民の思いというのが、昨年も聞いたんですけども、とりあえず申し込んどけよと、そんな考え方で申し込んでいる団体も実はあったと聞いております。それが採択されたか、しないかはわかりませんが。

やっぱり、今市民の考えは大分地域自治区制度のほうの活動交付金に移ってきておるのではないかなという気がします。

それで、確かに地域をまたぐ場合はこのめざまち事業というほうに切りかわってくると思うんですけども、なかなか地域をまたい

でやるという事業というのは、私は少ないかと思えます。

今年度の340万円の実績の中で、地域をまたいであった事業はありましたでしょうか。

○鈴木達雄委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 これは、先ほど申し上げましたように、課題解決の区域が全域、もしくは地域自治区をまたぐということでございますので、最初に御答弁申し上げましたように、またぐ区域で効果があったのかということですが、それぞれあったと認識しております。

〔「団体数は」との声あり〕

○三浦 彰市民自治推進課長 平成25年度につきましては、採択団体は8団体でございます。

〔「地域をまたいだ団体」との声あり〕

○三浦 彰市民自治推進課長 当然全てこの趣旨に基づいております。自治区内であれば、活動交付金となりますので、そういった活動でございます。

○鈴木達雄委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 それから、1つ御報告、ございます。

このめざまち明日のまちづくり事業審査のほうも、当然事務局としておりますが、とりあえず申請をしておくという団体は私は感じておりませんでしたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

4番目の質疑者、下江洋行委員。

○下江洋行委員 2款1項17目地域自治区費、地域自治区運営事業、84ページ。

1点目ですが、地域活動交付金事業における地域課題の範囲についての考え方と、採択された事業の内容との整合性について。

2点目、実施された事業の内容における地

域ごとの違いについて、要因をどう分析し、次年度の課題としたか、2点、よろしくお願ひします。

○鈴木達雄委員長 中西自治振興事務所長。

○中西幸成自治振興事務所長 それでは、1点目について御答弁させていただきます。

地域活動交付金事業につきましては、平成25年度より始まりました事業でありまして、新規事業ということもあり、10の地域協議会において、7つの地域協議会で2次募集を行い、そこで地域協議会で3次募集をした結果、124件の申請が出され、111件が採択されている状況であります。

地域課題の範囲の考え方としまして、7点考えられまして、1つ、生活環境の改善・保全、景観づくり、2つ、安心安全な地域づくり、3つ、地域の伝統、文化芸能の推進による地域づくり、4つ、子供の健全育成の推進、5つ、保健・福祉の向上、6つ、地域の特性を活かした地域づくり、7つ、地域活動拠点整備により地域活動の活性化が、考えられます。

地域活動交付金は、区域内における地域の課題等の解決に向けて行う活動を支援するためのものでありまして、申請されました事業につきましては、いずれも地域の課題解決に向け、幅広く実施されていて、地域課題との整合性がとれており、有効な事業となつていてと考えていますし、地域活動交付金1年目の事業でありましたが、どの申請団体も地域のことを考えた申請でありまして、よいスタートが切れたと思っております。

続きます、2点目。

実施された事業内容における地域ごとの違いについての要因をどう分析し、次年度の課題としたかということですが、実施されました事業内容としまして、新城地区におきましては、生活環境の改善・保全、景観づくりと地域の伝統、文化芸能の推進による地域づくりの2事業が多く、鳳来地区におきましては、

同じく新城と同じ2つ事業と、あと子供の健全育成推進の3事業が多く、作手地区におきましては、先ほど申し上げました地域課題の範囲の考え方の7点のうち、保健・福祉の向上事業がない以外は、全ての事業が実施されております。

地域ごとの違いについて要因をどう分析するかは、初年度の事業ではあります、ハード面とソフト面両面にわたり、地域の課題解決に向け、幅広く実施された状況となっております。

一概には言えませんが、地域ごとの違いについては、今後2年、3年と事業を実施していくことで見えてくるものと思います。

次年度の課題については、初年度は7つの地域協議会において、申請件数が少なく、2次募集、そして3次募集を行うこととなりましたので、この地域活動交付金事業をさらに住民の皆様へ周知浸透を図り、住民の方が自発的に地域づくりに取り組む機運の高揚を図っていくことが、今後必要と考えております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 1点だけ、再質疑しますが、今新城地区、鳳来地区、作手地区のそれぞれの地域課題、どのような地域課題について取り組まれたか、事業を行われたかという説明がありました。

その中で、保健・福祉に関する事業、これは全ての地区でなかったと説明を受けましたが、間違いありません。

○鈴木達雄委員長 中西自治振興事務所長。

○中西幸成自治振興事務所長 説明不足で大変申しわけございません。

新城、鳳来につきましては、保健・福祉の向上事業は行われております。

○鈴木達雄委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 失礼しました。

大変これから健康増進のためにも、それから高齢化社会の今後に向けても、この保健・

福祉の事業に大変意識を持ってもらうということが大事だと思いますので、以降この初年度に実施しました教訓という課題として、今後は保健・福祉事業についての事業を、やはりしっかり地域で考えてもらう必要があると思います。

その点について、初年度作手地区におきましては、保健・福祉関係の事業がなかったということでございますので、今後その保健・福祉事業の必要性についての認識を改めて伺いたいと思います。

○鈴木達雄委員長 中西自治振興事務所長。

○中西幸成自治振興事務所長 御指摘のとおりでございます。今後とも地域協議会の皆様に、こうした事業はどうだということの提案はさせていただいて、地域課題にバランスよく対応してまいりたいと考えております。

○鈴木達雄委員長 下江洋行委員の質疑が終わりました。

5番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告どおり、質疑をさせていただきます。

第27号議案の平成25年度新城市一般会計決算認定で、歳出2款1項1目の一般管理費、庁舎建設事業で、68ページです。

(1) 予算案に、項目として事務室等改修工事の明示がされていたかどうか、伺います。

(2) 主要施策成果報告書によれば、旧市民体育館解体工事に先立ちと書かれておりますが、解体工事を前提にした新庁舎建設事業は、まだ議会として承認していないのではないかと思われるが、伺います。

○鈴木達雄委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 それでは、まず、予算案に項目として事務室等改修工事の明示がされていたかどうかについてでございますが、平成25年度新城市予算書及び予算説明書には、事務室等改修工事という明示はありません。

平成25年度新城市歳入歳出決算附属書に明

示されております事務室等改修工事は、平成24年度から平成25年度へ繰り越した繰越明許費を執行したものでございます。

繰越明許費は、繰り越した年度の予算書及び予算説明書には掲載されないため、平成25年度新城市予算書及び予算説明書には、事務室等改修工事の明示がないということでございます。

続きまして、2問目、主要施策成果報告書によれば、「旧市民体育館解体工事に先立ち」と書かれているが、解体工事を前提にした新庁舎建設事業は、まだ議会として承認していないのではないかについてでございますが、市は、新庁舎建設用地にある市民体育館を解体することを理由といたしまして、新城市民体育館の管理及び運営に関する条例から新城市民体育館の名称を削除する条例の一部改正、並びに体育館解体工事、解体工事監理委託、事務室等改修工事など体育館解体の関連予算を、平成24年9月議会に上程させていただきまして、これを議決していただいております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、今明示がされていないというお答えで、その明示がされていない理由は、平成24年度の9月議会までさかのぼって、そこで執行できなかったのが繰越明許費を使って、平成25年度に引き続き事業として引き継いだというお答えだったと思うんですが、そこでちょっと平成24年の9月にさかのぼるんですが、この予算は2,000万円の予算で可決したという形でよろしかったでしょうか。

○鈴木達雄委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 それでは、お答えいたします。

平成24年9月補正額は2,000万円でございます。

それで、平成24年度中に1,523万4,450円を

執行しております。これは、移転先の改装費用、それから電話等通信関係の執行をしてございます。

それで、450万円を翌年度に繰り越しまして、この翌年度から平成25年度の執行をしたものでございます。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

そういうことで、450万円を繰越明許費で計上したというふうにお答えありましたが、実際に450万円で繰り越したということですが、実際使ったお金は幾らでしょうか。

○鈴木達雄委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 金額は、299万9,850円でございます。これは、移転先となっております第2庁舎、それから鳳来の総合支所、それからクリーンセンターへの庁内ランの敷設工事ということで、450万円に対しまして299万9,850円の執行となっております。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、450万円予算としておいて、約300万円ですね、それを実際使ったということでありますが、差し引きすると150万円残るんですが、この150万円はどのようなものになっているというか、今の存在はどういうふうに認識してよろしいのでしょうか。

○鈴木達雄委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 この予算の性質上、繰越明許という予算でございます。本来平成24年度予算を平成25年度に繰り越してございますので、これについては減額の補正予算ができないということでございますので、減額補正等という形での処理はしてございませんが、数字上そのまま残っておるということでございます。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 僕、ちょっとイメージがわ

からないんですが、その150万円は今どこにあるのでしょうか。

○鈴木達雄委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 数字といたしまして、不用額の中に入っております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今、お聞きしまして、そういった不用額のお金が出るということでは、ちょっと考え方としては、この単年度予算主義の中では、やっぱり繰越明許費というのは余りあり得ないというか、特例の手法を使っているというふうになると思うんですが、そういうことでそれをやると150万円の結局執行できなかったお金が出てくるというふうなことが、今教えていただいたんですが、やはりこういったたまたまこうも執行できない余ったお金みたいなことが、結構宙ぶらりんのお金が出てくるかと思うんです。

そこで、そういったのがわからない間に、そういったのがたまっている可能性もあるのかなとも思ったりするんですが、過去4年間でそういった不用額がどれだけあるかというのを確認したいんですが、そういった認識はありますでしょうか。

○鈴木達雄委員長 説明をお願いいたします。柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 説明というよりも、それは庁舎建設事業に関してということでございますでしょうか。全体としてでございますでしょうか。

〔「全体として」との声あり〕

○鈴木達雄委員長 全体として、庁舎建設事業に関連してではあるということで、古田財政課長。

○古田孝志財政課長 ただいまの御質問ですけれども、当該年度の決算不用額につきましては、次年度繰越金として計上しておりますので、宙ぶらりんの状態というわけではなくて、それぞれの年度の予算科目に計上してお

る状況です。

以上です。

○鈴木達雄委員長 2番目の質疑に移ってください。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 済みません、続けて。

2款1項9目の企画費、自治基本条例運営事業、78ページ。

主要施策成果報告書によれば、例えば、「第一回市民まちづくり集会・・・情報を共有した」とありますが、いまだに、新庁舎建設問題では、市民の疑問・見直しの意見が残っております。

果たして、市民・議会・行政の3者が話し合いを続けること自体が、自治基本条例の主な運営事業として理解してよいかどうか。

そして、実績値として408人とありますが、この評価についてお伺いいたします。

○鈴木達雄委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 それでは、失礼いたします。

この主な運営事業、それから評価ということでございますが、この新城市自治基本条例第15条第1項では、市長または議会は、まちづくりの担い手である市民、議会及び行政が、ともに力を合わせてよりよい地域を創造していくことを目指して、意見を交換し、情報及び意識の共有を図るため、3者が一堂に会する市民まちづくり集会を開催する、と規定してございます。

市民まちづくり集会は、何かを決定する集会ではなく、意見交換を通じ、情報と意識の共有を図るものでございます。

したがって、委員御指摘のとおり、この市民・議会・行政の3者が話し合いを続けることに意義があると考えております。その時々まちづくりの課題について、3者が話し合うことが重要と認識してございます。

次に、参加者408名の評価でございますが、新城文化会館小ホールの定数405人に対し、

小ホールの外に待合室といいますが、ちょっと出たところにテレビやいすが置いてあるホワイエというところでございますが、そこに3名、入り切れずに3名傍聴されて見えたので、408名ということでございます。

この無作為抽出で御案内をした方、区长、それから地域協議会委員、市民自治会議委員、多くの市民の方に御参加をいただきました。

当日の進行についても、ルールを守っていただきスムーズな運営をすることができました。その意味でも大きな意義があったと理解をしております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 では、次に続けて質問をさせていただきます。

2款1項11目の地域振興費、めざせ明日のまちづくり事業で、80ページになります。

採択された8事業の採択基準と評価、成果を伺います。

○鈴木達雄委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 それでは、採択された8事業の採択基準と評価、成果についてお答えをさせていただきます。

めざせ明日のまちづくり事業は、新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金交付審査要領に基づきまして、社会貢献度、それから発展性・波及効果など、10の評価項目により審査、これ50点満点でございますが、をして、平均得点の高い団体から、予算の範囲内で採択をされております。

採択をされた事業の評価、成果でございますが、1つの事例から御説明をさせていただきますと存じます。

例えば、“とみおかの森”健康の森づくり整備事業、こういった事業がございますが、この事業では、自然環境保護と施設整備を行うことで、小中学生の学習やふれあい活動ばかりでなく、老若男女全ての方が、散策や運動に活用でき、心身ともにリフレッシュでき

る健康の森に再生することで、区民・市民の福祉に貢献するなどの成果が出てございます。

このように、住民が自発的、かつ主体的に取り組む活動や、市民グループが行う公益に資する活動などを、市が資金的な支援を行うことで応援し、そして市民活動団体の自立と市民活動の充実を促進するものでございます。

先ほどと繰り返しになりますが、どの活動を見ても、それぞれ関係する地域の中で、課題をみずから解決しようと懸命に実施をされたものでございまして、成果といたしましてはそれぞれが価値ある活動と考えてございます。

以上です。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ちょっと再質疑に入りますが、今10の評価項目があつて、そこを視点に評価を50点満点でしますというふうなお話だったと思うんですが、その評価の10項目を用いながら、評価する方というのは大体どういった方なのでしょう、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 先ほどのお答えで足りませんでしたので補足をして、御説明申し上げますと、50点満点ということでしたが、なお30点以上の団体が採択ということで、それ未満は不採択となります。

それから、ただいまの御質疑でございますが、こういった委員ということですが、委員は5名ということでございます。5名の審査委員で審査をされております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

5名の審査委員ということなんですが、その審査委員は何か教授だとか、地元の人だとかそういった5名の内訳、わかる範囲内で教えていただければと思います。

○鈴木達雄委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 失礼いたしま

す。

5名の審査委員の方でございますが、まず1名は学識経験者ということで愛知大学の岩崎教授が委員長を務めてございます。それから、あと3名はこのめざせ明日のまちづくり事業、今は市全域で一つの区域として審査としてやっておりますが、以前は合併前の、旧新城、鳳来、作手の地域審議会で審査してございまして、それぞれの各地域審議会の方が1名ずつ3名でございます。あと1名は、私どもの担当理事が審査委員を務めております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 続けて、次の質疑に入りたいと思います。

2款1項17目地域自治区費、地域自治区運営事業、84ページで、合計111件の活動交付金の決算（貸借対照表等）を確認しているかどうか伺います。

○鈴木達雄委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 合計111件の活動交付金の決算も確認しているかということでございますが、平成25年度の地域活動交付金の採択事業全111件の決算の確認につきましては、新城市補助金等交付規則に基づき、実績報告書を提出していただき、その実績内容を各自治振興事務所において行っております。

また、年度末に成果報告会というのを開催してございます。平成25年度は、平成26年3月2日に新城文化会館で開催をしてございます。そういったものを開催し、補助対象事業者は事業の実施状況と成果を、定められた様式、私どものほうで定めておりますが、そういった様式で報告させていただいております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

6番目の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 2款1項1目一般管理費、

駅前公衆トイレ管理事業、70ページです。

(1) 管理事業の場所と委託先、(2) 清掃日数及び回数について伺います。

○鈴木達雄委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 お答えします。

1つ目の管理事業の場所につきましては、野田城駅、茶臼山駅、三河東郷駅、大海駅、鳥居駅の5カ所で、委託先につきましては、新城市シルバー人材センターでございます。

2つ目の清掃日数及び回数につきましては、月曜日、水曜日、金曜日の週3回で、年間156回にわたりまして、トイレの床や便器等の清掃、ごみの回収をお願いしておるところでございます。

以上です。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 (1) ですが、5つの駅だということなのですが、どうして5つなのか、その理由について伺います。

○鈴木達雄委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 お答えします。

私もよく存じ上げてないんですが、鳳来地区にあっては観光課で所管しておりまして、新城地区にあっては行政課のほうで所管しておるといって認識しておりますので、今回御質疑がありました、今申しました5カ所の駅につきましては、旧新城市にある駅ということで認識をしております。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そうすると、旧新城市にある駅以外は、これに載せていないということなんですか。

○鈴木達雄委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 今回の質疑につきましては、2款の決算ということでございますので、私のほうからの回答は差し控させていただきます。

この2款にあっては、今申しましたとおり、旧新城市にある駅ということでございます。

○鈴木達雄委員長 清水総務部長。

○清水照治総務部長 新城地区、鳳来地区、それぞれ所管が分かれております。これは、旧鳳来地区のJRの駅につきましては観光的な公衆トイレという形で、観光客のトイレということで位置づけをしております。

これは、基本的には財源裏打ち、観光地施設整備事業補助金、またそれに伴います過疎債を充当できるということで、大変有利な財源で充当しています。

ただ、新城地区は一般市民ということで、総務費で5カ所計上しております。これは、財源裏打ちがございませんので、一般財源を充当しておるといって、そういう財源的な考え方のもとに新城地区、鳳来地区、それぞれ位置づけを分けた形で管理をしている状況でございます。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そういたしますと、今後とも今の形を続けていくということによろしいですか。

○鈴木達雄委員長 清水総務部長。

○清水照治総務部長 基本的には、財源が伴いますれば、同じ方向で駅の管理をしていくというのが望ましいかと思っておりますので、今の形がよいとは考えておりません。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 浅尾委員の関連質疑です。

地域振興費、めざせ明日のまちづくり事業ですが、めざせ明日のまちづくり事業の審査委員は5名です。

地域活動交付金の審査員は地域の方になります。地域の方が審査員であって、実施者にもなっているかと思うんですが、明日まちの場合には、5名の審査委員は実施者ではないと思うんですね。あくまでも、審査するだけの方たちだと思うんです。

しかし、審査する人たちが自分が審査した事業がどのように執行されているのか、その確認をする義務もあると思うんですね。そうしませんと、自分が審査した事業がどのように進んでいるのか、どういう結果を残したのか、わからないと思うんです。

5名の審査委員の方は、全ての明日まち事業の進行の中で、かかわっておられるのでしょうか。

○鈴木達雄委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 審査をされるのが役目でございます、確かにこの事業の執行、状況等につきましては、一々は現場のほうへ行かれないと思いますが、最後の、先ほど御答弁申し上げましたように、成果報告会、これに出させていただきまして、事業の成果を御確認いただいております。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 打桐委員の職員研修事業について、関連質疑をいたします。

多くの研修が、自主研修、庁内研修、あるいは公共的研修等が行われたと。実績でも、約4,100余の職員が対象で行われたとのことですが、1点お聞きしますけれども、それぞれの分野、専門的な研修もあるでしょうけれども、内部統制についての研修は、どういう職員を対象に、どの程度行われたのか、それぞれの研修の中でその部分があるのか、その辺についてももう少し詳しく報告をお願いします。

○鈴木達雄委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 内部統制に関します研修といたしましては、平成25年度に、1つはコンプライアンス研修というものをやっております。これは、課長職及び副課長職を対象としたものでございまして、法令遵守意識の徹底と、この研修では内部統制の基本的なこと、いわゆる内部統制とは何ぞやという本当に基本的なことを学ぶ機会ということで実施

しております。

それで、済みません、決算とはちょっと異なりますけれども、今年度もその関係でリスクマネジメント研修という内部統制絡みの研修を部長職から副課長職までを対象に実施しております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

次に、歳出5款労働費の質疑に入ります。

質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 5款1項1目労働諸費、観光ガイドマニュアル及び観光データベース作成事業、138ページになりますが、お伺いします。

1番、事業成果は何か。2番、その成果を今後どのように生かせると考えたか。

以上です。

○鈴木達雄委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 観光ガイドマニュアル及び観光データベースの作成につきましては、ボランティアガイドを効果的に養成するため、本市の魅力ある観光資源の調査を行い、それらを詳しく紹介するためにマニュアルを作成することを目的とし、国の重点分野雇用創造事業を活用いたしました。

1点目の事業成果といたしましては、ボランティアガイド養成の教科書となる観光ガイドマニュアルを作成いたしました。

あわせて、正確な情報提供を行うための情報更新作業が可能となる観光データベースを作成しました。

2点目の活用方法につきましては、ボランティアガイドの発掘、育成を目的とした観光ボランティアガイド育成講座における活用や、観光客へのおもてなし充実に向けて、道の駅等の観光案内人が持つ情報の強化充実を

させるためのハンドブックとしてなど、多くの市民が観光ボランティアに興味を持ち、市民参加を促すためのマニュアルという位置づけで活用することを考えております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 ボランティアガイドマニュアルということで、新城市内の各観光名所というものを調査した、洗い出したということかと思えます。

その洗い出したものを今後どのように生かしていくかということで成果があったというように判断をしましたが、新城市内の観光名所、観光の資源というものを調査する中で、調査すればするほど足りないものも見えてきたかと思うんですが、具体的に新城の観光名所、観光資源として、ここはすばらしいという再認識したものと、もう少しこの部分は磨かないといけないのではないかというようなもの、どのように調査がされたかお伺いします。

○鈴木達雄委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 この観光ガイドマニュアル及び観光データベースの作成業務におきましては、これは随時観光情報を更新するために、観光データベースを作成して、その観光ガイドマニュアルを最新情報で維持するということを考えています。

その中で、今おっしゃられたとおり、これですばらしいものとか、足りないもの、いろいろ本当に、新城は観光資源の宝庫でございます。一概にこれというよりは、いろいろ調べていく過程の中で掘り下げて、すばらしいものがいっぱいあるということは再認識しております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 630万円の予算執行をされたということなわけですので、かなり具体的なところで踏み込んだデータがここに残され

ていないと、これだけの金額を使ったということにはならないかと思うんですね。

すばらしい資源はある、それはこれまでずっと多くの人たちが言ってきたんですね。しかし、それを生かせなかった理由があったはずなんです。

この調査、今後ボランティアガイドを多数つくっていくという点では、ただあるという説明ではなくて、これまで生かせなかった各観光資源を連携させられなかったところを、ここまで踏み込まないとボランティアガイドさんたちの有効な活用はできないと思うんですが、ただ有効な観光資源がありましたではなくて、やはり今後どう連携させてボランティアガイドを育成しながら、ボランティアガイドさんを有効活用するかということまで踏み込んだ議論も必要だったと思いますが、具体的にその議論の内容について、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 今後の活用方法といたしましては、ボランティアガイド育成に向けたガイドマニュアル、迅速な情報提供を随時、新しい観光情報として更新して、観光データベースを作成していくことになっておりますけども、その市で収集した最新情報を維持して、今後、もつくるですけど、道の駅に置かれる観光コンシェルジュ等をはじめとした観光案内所に、本市をはじめとした奥三河地域の最新情報提供を行うことを想定しております。

また、観光案内養成業務と広域モデルルートを作成及び、広域観光発信業務に従事された方につきましても、今後実践型地域雇用創造事業においても、活用を考慮して、新城のすばらしいところをいろいろ発信していきたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。
ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出5款労働費の質疑を終了します。

次に、歳出6款農林水産業費の質疑に入ります。

質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 質疑いたします。

6款1項3目農林水産業費、奨励農畜産物推進事業、144ページになります。

開発委託の成果は何だったのか、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 半田農業課長。

○半田守利農業課長 お答えさせていただきます。

新城市の特産物である梅・イチジク・柿につきまして、生産者数や出荷量が低迷しており、規格外品の廃棄、または規格外の梅を一次加工した梅ペーストの利用促進に苦慮している状況から、消費拡大による生産者の経営安定、及び生産意欲の高揚のため、生産者等と連携し、協議会を立ち上げ、加工品の開発、商品化、消費拡大事業を委託しました。

加工品の開発に当たっては、イチジクや梅を使ったジャム・シフォンケーキなどの試作を行い、イベントでの試食会、試験販売を重ねた結果、イチジクジャムについては商品化し、市内の産直や名古屋市内のアンテナショップで販売されているところでございます。

一方、シフォンケーキについては、イチジクのドライ加工に手間と時間がかかり、一製菓店での対応が困難であることから、ドライ加工した材料の提供を本年度に検討することとしております。

消費拡大及びPR事業につきましては、市内こども園給食に果樹を使用した献立の取り入れや、産直での果樹販売に家庭でできるジャムやケーキなどのレシピを配布するなど、消費拡大に取り組みました。

平成25年度の委託によりまして、一次加工から商品化、または販売方法についての課題が上がってきておりますので、今後解決を図りながら特産物の生産振興につなげてまいりたいと考えております。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 農林水産業は、なかなか商品開発も難しいですし、実際に加工して物を売るとするのは非常に難しいと思います。

それで、今回成果として商品化されたものも出てきているという状況ですが、今後どのようにこれを広げていくかという点で、販売先の検討とか、つくる努力と販売先の検討というものも一緒になってくるかと思うんですが、販売先の検討というところで、つくった加工品、この成果をどう生かすかという点での御検討がされているのであれば、具体的な内容でお伺いしたいと思います。

○鈴木達雄委員長 半田農業課長。

○半田守利農業課長 商品化できましたものは、来年春に完成するもつくる新城をはじめ、既存の道の駅、それから直売所などで販売していきたいと考えております。

その際、地域を上げて取り組んで開発した商品であるとアピールしてまいりたいと考えております。

○鈴木達雄委員長 次の質疑に移ってください。

白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 同じく6款1項3目農林水産業費、環境保全型支払事業、144ページになります。

この事業、これで何年かたつかと思いますが、事業の可能性をどのように判断したか、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 半田農業課長。

○半田守利農業課長 お答えさせていただきます。

環境保全型農業直接支援対策に基づきまして、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果

の高い化学肥料及び化学合成農薬の使用を慣行から5割以上低減し、主作物の栽培期間前後いずれかに、緑肥作物を作付する取り組み、または化学肥料及び農薬を使用しない有機農業に取り組む農業者の支援を行っております。

本市では、5割低減とカバークロップの組み合わせに6名、有機農業に15名の農業者の取り組みを支援しております。

また、取り組み面積においては、平成23年度に12.31ヘクタールが、平成25年度には20.15ヘクタールにふえてきております。

今後も、環境保全型農業の取り組みがふえるよう啓発に努めまして、環境負荷を低減した持続可能な農業を推進してまいりたいと考えております。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 環境保全型農業というのが、規模も拡大してきているということです。今後も取り組んでいくということなんですが、取り組む先に何があるのか、将来的に環境保全型農業というのが、新城にとってどのような位置づけになるのかというような可能性については、過去何年かたっていると思いますが、その点について判断している具体的な方向があったのであれば、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 半田農業課長。

○半田守利農業課長 新城市におきましては、環境と安全に配慮した農業推進方針を、平成20年10月1日に制定しているところでありますので、この方針に従いまして、環境保全型農業を推進してまいりたいと考えております。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 推進していくというのは、国の流れでありますので当然どこの市町村でもやっているわけですが、その可能性ですね、新城にとって、環境保全型農業というのは、今後の農業にどのような位置づけになるのか。なくてはならない位置づけとなるのか、成り行きに任せて進めていくのか。新城農業のあり方を変える農業になる可能性もあるかと思

うんですが、その点についてどのように環境保全型農業の位置づけを考えたのか。考え、結果として可能性をどのように判断されたのか、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 半田農業課長。

○半田守利農業課長 農作物の栽培におきましては、作業コストに見合う収益が求められるということになります。長年にわたりまして機械化による合理化、化学肥料による被害管理、農薬による病害虫防除など、さまざまな技術が養われてきて、現在の栽培体系が築かれていると考えております。

その中で、慣行栽培方式から一度に有機農法に転換、または5割低減にもっていくというようなことは、収穫量の減少、または作業量の増加に直結することになりますので、まずは慣行レベルから5割以下になるように、関係者それぞれが役割を分担して取り組んでいただけるよう、環境保全型農業直接支援対策の普及、啓蒙に努めてまいりたいと考えております。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 環境保全型農業の位置づけという点でお伺いしました。慣行農法と環境保全型農業、将来的には有機無農薬というもの、例えば見据えたとき、今御答弁されましたように有機無農薬という事業というのは、収穫量の問題であったり、手数、個数の問題であったり、かなり大きな問題も出てきます。

それを前提に、環境保全型農業を進めていくという意義、可能性から考えた意義ですね。新城市として、どこに重点を置くべきかというような判断がされたのかどうか、という点でお伺いしたいと思います。

○鈴木達雄委員長 半田農業課長。

○半田守利農業課長 やはり、生産する上で、消費者の安全、安心というところが求められております。そういった中で、環境保全型農業、まだ20ヘクタールと少のうございませう。やはり、そういったところでもっと多くの方

が取り組んでいただけるような取り組みが必要であろうと考えておりますので、農協さん等にも働きをかけながら、そういった特別栽培生産物がふえてくるような取り組みを今後行っていきたいと考えています。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。

次に、歳出7款商工費の質疑に入ります。

質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 7款1項3目観光振興費、観光施設等整備事業、158ページです。

観光案内看板作成委託料について、伺います。

求められる観光の内容が変化している昨今でございます。観光案内看板作成の基本的な考え方、意図について伺います。

○鈴木達雄委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 観光案内看板設置につきましては、観光基本計画のアンケートなどからその不足が指摘されており、わかりやすく、安全に目的地を知らせることや、誘客するための情報提供手段として、また、おもてなしの心の観点からも、充実を図ることが重要だと考えております。

今まで、観光案内看板におきましては、それぞれの市町村ごとに検討・設置されてまいりましたが、新東名の開通に伴うアクセス改善により、今後開通前より遠距離から観光客が奥三河にお越しいただけるようなことから、インターを中心としたこの地方の交通環境は劇的に変化すると予測されます。

このようなことから、奥三河地域を面として捉え、奥三河が連携・一体となって、当地域への誘客に取り組む必要性から、今年度10月から、法人化により組織強化される奥三

河観光協議会を核として、連携して統一かつ、他の情報手段と情報内容の整合を図りつつ、効率的、また効率よく最適な方法で提供する広域的な看板作成を、観光案内看板作成の基本的な考えとして推進してまいりたいと考えております。

また、今後増加が期待される訪日外国人におきましても、観光案内看板の表示等の多言語について考慮していきたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 ありがとうございます。

作成委託料ということなのですが、デザイン、内容の委託をしているのか、それとも設置、市のほうで計画したもの、デザインしたものを委託しているのか、基本的にどちらですか。

○鈴木達雄委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 委託する前に仕様書をつくりまして、こういう内容でということでお示しして、その中でいい提案がありましたら、またそこでいい方向で看板作成をしていくということをしております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 基本的にこの観光情報案内板というのは、観光にとって一番基本の基本でして、情報の一番大きなものになると思うんです。非常に大切だということです。

したがって、この内容について仕様書ということなのですが、どのような形で決めていくのか、その辺について伺います。

○鈴木達雄委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 お答えさせていただきます。

それぞれ、観光案内板、つくると言いますが、それぞれの地区に特色がございます。大きい看板から小さい看板、ございます。

それぞれ観光課のほうで、観光案内板等の

調査をしまして、また個票をつくって、どういう看板がいいかということを考えて、仕様書に反映しております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 ちょっとわかりにくいんですが、それでは今回この決算書に出ているこの額で、どこを直したんですか。従来、腐食したとか従来あるものを更新したのか、新たに設置した、つくったというものの比率はどのぐらいの割合であるんですか。

○鈴木達雄委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 お答えさせていただきます。

時々で違ってくるわけですけど、平成24年度では鳳来峡インターができたものですから、案内看板設置とか、案内看板を台風で修繕をいたしました。平成25年度におきましては、湯谷温泉大駐車場の看板作成をさせていただいております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 わかりました。

観光自体が、先ほど言われたように国際化しているということで、英語とか中国語表記等も必要になってくると思うんです。

それから、もう1点は新城市内、旧鳳来町も含めて、観光地の宝庫だとは言いつつも、基本的には豊川、豊橋のほうからこの一帯が関連しておるわけで、長篠合戦1つを取り上げたとしても、それぞれ1つで完結するものではないと思います。

そういう観点から、いきおい広域観光的なところが必要になってくると思うんですが、あわせてそのプログラムというか、要するに観光客に対する、こういうルートで行くと回りやすいですよとかそういった提案、それからストーリー性、物語性ですね。それから、そういったものをプログラムにしたもの、旅行会社等と協議してそういったものをつくっ

た上で、その一番象徴的なものとしてこの看板が掲げられると思うんですが、そういった観点できちっと整備されているんですか、その点の考え方について伺います。

○鈴木達雄委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 今までは、先ほど申したとおり市区町村で観光案内板の場合を設置、必要なところに要望があったり、ここだとわかりにくいとか、いろいろお声をいただいて作成してまいりましたが、今後は広域観光、また特にインターチェンジ、新城だと車ですぐ近くなったりするということですから、広域の看板をつくるということが大変重要になっています。

そこで、今回ほかの団体、または奥三河観光協議会、また県の観光協議会等と協議、話し合いながら、整合性をとって作成をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 基本的にちょっと抽象的なので、もっと簡単に言いますと、インターができた場合、ドライバーがそこからおりようとする時点でナビ等で調べながら入ってくると思うんですが、その時点で一番ドライバーにどういうふうに行けばいいのか、合理的だというようなそういう看板の立て方が必要になると思うんです。要するに、ドライバーに対して優しい観光、そういう形のものが必要になると思うんです。

今までの前は、例えば151号走っていたルートの中で、どういうふうな形になっていくのかというようなルートになってくると思うんですが、高速道路ができてくると全くその辺が違ってくると思いますので、その辺についてのきちとした認識はございますか。

○鈴木達雄委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 今回、東名インターチェンジが開通することによって、車の流れ等も変わってまいりますので、今御指摘のとおり

り、高速道路を使った来客者に対して優しい看板を配置していくということを、今後速やかに検討させていただきます。

よろしく申し上げます。

○鈴木達雄委員長 申し上げます。

決算という質疑を踏まえての内容にさせていただきたいと思えます。

次の質疑に移ってください。

○山崎祐一委員 それでは、次にいきます。

7款1項3目観光振興費の中で、観光一般事務経費、160ページです。

交通量調査委託の目的とその成果について伺います。

○鈴木達雄委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 交通量調査委託の目的につきましては、三遠南信自動車道の開通、及び平成27年、2015年開通予定であります新東名高速道路による交通実態を明らかにし、本市の観光振興策を検討するために行っております。

成果につきましては、平成22年度の道路交通センサス、国の事業であります、及び平成24、25年度の新都市交通量調査業務結果を比較し、交通アクセスの状況の変化を見きわめ、誘客の戦略だとか、交通の動向の分析等、観光基本計画アクションプランへ活用しております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 この調査の内容自体は、どういう形で公表されたというか、閲覧できるわけですか。

○鈴木達雄委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 これにつきましては、今回新都市交通量調査業務委託ということで、道路交通センサス、調査点につきましては5カ所行いました。

これにつきましては、成果品として電子データでいただいております。現在のところ、観光課で保持しております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 その成果ということなのですが、例えばどういうことがわかったんですか、端的に言うと。

○鈴木達雄委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 平成25年度の交通量調査の結果ということになるかと思えますけど、調査したところは、先ほど5カ所ということで、一畝田、杉山の北の交差点、有海交差点、長篠交差点、名号の交差点等、車、オートバイ等調査いたしました。

その中で、調査地点全体の結果でいいますと、交通量は大きく変化していないものの、本市の主要高速道路である東名、151号線の交通量がふえたということと、大規模な車両の交通量、インターの工事の関係もあるかもしれませんが、交通量が減少しており、新東名の工事の進捗状況や、三遠南信自動車道の一部開通の影響として考えられる。または、名号交差点における市街地への交通量が減少している一方で、東栄、豊根方面の交通量が増加しており、三遠南信自動車道と新東名高速道路、引佐から257経由における交通の動向の変化が考えられるというような結果が出ております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

ここで、説明員入れかえのため、再開を11時25分とし、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時24分

○鈴木達雄委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

次に、歳出8款土木費の質疑に入ります。

質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 8款4項1目都市計画総務費、中心市街地活性化対策事業、168ページです。

新城駅前まちづくり事業調査業務委託の目的とその成果について伺います。

○鈴木達雄委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 それでは、お答えさせていただきますと思います。

委託業務の目的とその成果でございます。

まず、目的でございますけれども、本業務は、駅前広場並びに都市計画道路栄町線の整備が課題となっている新城駅南地区におきまして、関係機関との協議に必要な道路、交差点、駅前広場の予備設計を行うほか、沿道の整備を促すため、沿道整備街路事業の活用を見据えた事業計画を作成することを目的として実施いたしました。

次に、事業成果であります。2点あると考えております。

まず、1点目につきましては、都市計画道路栄町線の事業予定者であります愛知県とともに、道路並びに駅前広場の構造に関しまして、愛知県公安委員会、これは県警本部になります。と打ち合わせを行いまして、道路の骨格案ができました。

2点目といたしまして、この骨格案につきまして、土地権利者及び地区役員に対しまして説明会を実施いたしまして、出席者からは、おおむねの御了解をいただくとともに、土地の境界確定測量への立ち入り等の御了解も、あわせていただくことができました。

これらの成果によりまして、事業が一步前進したことが大きな成果であると考えております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員の質疑が終

わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出8款土木費の質疑を終了します。

次に、歳出9款消防費の質疑に入ります。

最初の質疑者、村田康助委員。

○村田康助委員 それでは、9款1項3目の災害対策費、防災学習ホール管理運営事業、ページ、178です。

これの事業について、目標達成と成果についてお伺いをいたします。

○鈴木達雄委員長 熊谷防災安全課長。

○熊谷和志防災安全課長 それでは、お答えさせていただきます。

平成25年度主要施策報告書において、目標値は、開館初年度の年間利用者数を基本としております。

防災学習ホールは、主に地震災害に対する知識や体験学習ができる施設となっており、東日本大震災の発生した平成23年度には、防災に関する意識が高まったこともあって、学校関係をはじめとした団体の利用や、消防防災フェスタの開催により、年間利用者数も目標値に対し、3,595人となりました。

しかし、震災から3年余りが経過し、年々、災害、特に地震に対する防災・減災意識の希薄化の傾向が見られており、昨年の利用者数は2,561人となっております。

最近では、地震災害だけでなく、異常気象の影響による集中豪雨や、台風の大型化による風水害に対する被害も多く見られ、個人や地域の防災・減災意識の向上も課題となっております。

今後は、各自主防災組織の研修の場や地域の安全マップづくりの提案や風水害関係の情報周知として、学習ホール内へ、土砂災害防災マップの掲示、閲覧ができるようにすることなど、また学校関係の防災教育としての活

用を推進するためにも、利用促進に努めてまいりたいと思っております。

○鈴木達雄委員長 村田康助委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、9款1項3目災害対策費、家具転倒防止用具普及事業でございますけれども、ページ数は180でございます。

地震への備えとしての普及が目標値25件に対して、今年度実績値が3件と、その原因はどこにあるのか。特に、高齢者世帯や障害者世帯等への普及啓発をどのように実施してきたのかお伺いいたします。

○鈴木達雄委員長 熊谷防災安全課長。

○熊谷和志防災安全課長 それでは、お答えいたします。

家具転倒防止の普及につきましては、区長会や自主防災組織の研修会、また、広報誌や市のホームページによる周知をはじめ、防災行政無線でも広報をしております。

また、高齢者世帯や障害者世帯の方は、災害時要援護者の対象要件を満たしている方も多いため、要援護者登録の推進とあわせて、民生委員の方々の御協力もいただきながら、啓発を行ってまいりました。

しかし、平成18年度より実施した当初と比べ、家具の固定の重要性の意識が薄れていることや、電化製品や仏壇等には対象外となる等の制約があることも、家具固定用具の普及が伸び悩む要因であると考えております。

しかし、県においても、今後の減災効果の想定で前提とした対策の項目といたしまして、建物の耐震化率を100%の達成、家具等の転倒、落下防止対策の実施率を100%達成などを上げておりますので、こうした取り組みを進めることが重要と考えております。

また、災害対策基本法の改正により、災害時要援護者となる高齢者世帯や障害者世帯の方についての情報を台帳化することも義務化され、その対象者に情報を平常時から地域

支援の方に提供するよう同意を求めていくことが必要とされております。

要援護者制度の推進とあわせて、みずからの命を守るための手段として、本制度の周知を徹底するため、民生委員の方々の協力をお願いしながら、各戸への訪問を行い、普及啓発を行ってまいりたいと思っております。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、下江洋行委員。

○下江洋行委員 9款1項2目非常備消防費、消防団施設・設備管理事業、176ページです。

コミュニティ消防センター・消防詰所整備事業において、施設の規模及び仕様に照らし合わせ、建設工事費総額が妥当であるか、伺います。

○鈴木達雄委員長 野々村消防総務課参事。

○野々村哲史消防総務課参事 それでは、お答えいたします。

はじめに、施設の規模でございますが、合併以前の各市町村が考えておりました基準を勘案しつつ、合併後の協議を踏まえて、旧新城市において、従来コミュニティ消防センター建設事業として事業を行ってまいりました基準に基づいて、床面積等の規模を設計に反映しております。

これは、主に、活動上の常駐が想定されております現役の消防団員班員数をもとにして、地域事情に基づく要望、また将来的な班の統廃合等も勘案いたしまして、構造として、1階を車庫、そして2階を持った2階建てとして建築面積の効率化を図ってまいりました。

次に、仕様に関しましては、可能な限り内地材を使用した木造としております。これは、平成24年度までは、新築に当たっては主に鉄骨づくりとしていたものを、当該詰所からは、材料を木材で建築しております。これによって、建物基礎及びはりというものの構造等の違いによる加工の種類の違いから、結果としましては、従来に比べ、床面積単価に換算い

たしまして、事業費がふえたといった部分は確かにございます。

そのほか、この事業には、消防ホースの乾燥塔の併設や、水道管の新たな部分の引き込み工事、及び敷地面の排水設備の一部改良もあわせて実施しておりまして、設計段階から市場価格の動向や、設備の効率を精査して、進めてまいりました。

なお、この事業における落札率につきましては、事業費の95.1%でありました。

このようなことから、建設工事費の事業費は妥当なものとして考えております。

今後も一層、適切な事業推進に努めてまいります。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 この施設の今、乾燥塔が併設してすぐ隣に、8メートルぐらいの高さでしようかね、あります。これはホースを干すための施設であるんですけども、その乾燥塔は別にしまして、本体工事費総額で1,449万円ということですけども、その乾燥塔、それから本体工事、それから主に外構は特になかったように思うんですけども、その辺の金額の内訳、これを確認したいと思えます。

○鈴木達雄委員長 野々村消防総務課参事。

○野々村哲史消防総務課参事 ただいまの御質問につきましてですが、落札結果の契約額の内訳といたしまして、建設本体に要した事業費として1,202万1,000円、それから新設のホース乾燥塔に要した事業費といたしまして121万3,000円、それから加えて御質問のありましたその他の部分としましては、先ほどお答えいたしました水道管の敷設関係等その整備分として125万6,000円ということでありまして、合計の事業費、契約額であります、1,449万円となります。

以上です。

○鈴木達雄委員長 下江洋行委員の質疑が終

わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出9款消防費の質疑を終了します。

次に、歳出10款教育費の質疑に入ります。

質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 10款1項3目教育指導費、いじめ対策事業、182ページです。

成果について伺います。

○鈴木達雄委員長 夏目学校教育課長。

○夏目真治学校教育課長 お答えさせていただきます。

平成25年度は、7月と12月にいじめ人権サポート委員会を開催いたしました。

この委員会は、いじめや人権に関する情報共有や、問題の早期解決、重篤な事案への緊急対応などを図るために設置されています。

幸い昨年度は、この委員会で審議するような重い事案はございませんでしたが、各委員がそれぞれの専門的な見地に立った実態把握や対応のあり方などについて、情報交換をいたしました。

成果といたしましては、委員が互いにいじめ問題などに対する共通理解を図ることができ、いじめ予防のあり方、いじめが起きてからの事後対応についても、積極的に対応できる連携体制づくりが進みました。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 今回の金額は、5万円余ということで、それほどの額ではないんですが、この対策というのは、通常やっている平年のものなのか、ある程度臨時的に目的を持ってやったというものですか、その点について伺います。

○鈴木達雄委員長 夏目学校教育課長。

○夏目真治学校教育課長 額としては、平年というかそういう形だと思えますが、とにか

くいじめ等については、情報共有をするということが一番大事なことだと考えておりますので、そういう目的を持って開催しております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 いじめについて、市内でも地域というか校区によっていろいろ特徴もあるように聞いておりますが、そういった点の把握、またスマホとかネット等の問題で、そろそろ指摘もされてきているんですが、それへの対応というのが今回のこのいじめ対策事業の中には含んでないんですか。

○鈴木達雄委員長 夏目学校教育課長。

○夏目真治学校教育課長 対策というんですか、そういったような話題は委員会の中でも出ております。特に、最近のネット関係のSNSにかかわるような事案については、どういう状況になっているかとか、そういったようなことはこの委員会でもよく話題になっております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 先ほど、重い事案は今のところ報告されていないという見解だったんですが、今後の予防というような面においても、対策という点については、実際この新城市内でいじめという問題について、本当にその報告どおりなのか、実態についてはどのような見解でいらっしゃいますか。

○鈴木達雄委員長 夏目学校教育課長。

○夏目真治学校教育課長 基本的には、学校現場の教職員が、いじめ実態の把握をきちっと対応をしていると思うんですが、そういったことについて、市のほうとしては月例報告というのがございまして、それによって子供たちの様子はどうであったかというようなことが上がってくるようになっております。

そういったことをもとに、いじめ等の把握について努めておる状況でございます。

以上です。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そうしますと、今現在、それほど特別な対策を講じるような事案というかそういう兆候はないという、そういう判断だということよろしいですか。

○鈴木達雄委員長 夏目学校教育課長。

○夏目真治学校教育課長 今のところはそういうふうに思っておりますが、それでも、先ほど出ましたネット等については、本当に気をつけてよく見ていきたいということは、学校現場のほうにも指導しております。

以上であります。

○鈴木達雄委員長 次の質疑に移ってください。

○山崎祐一委員 では、次にまいります。

10款1項3目教育指導費の中の、同じく不登校対策事業、184ページですが、成果について伺います。

○鈴木達雄委員長 夏目学校教育課長。

○夏目真治学校教育課長 お答えさせていただきます。

平成25年度より、不登校いじめ専門相談員が1名配置されました。

先年度における不登校いじめ専門相談員による家庭訪問、学校訪問などの相談活動は239回ございました。相談者が来庁するのは35回ありました。主に、定期的に相談活動をしていた子供の数は、小学生が10名、中学生が16名で、計26名いました。

その中で、状況が好転した者は、小学生6名、中学生6名の計12名でございます。

精力的な相談活動によって好転した子供たちが出てきたことが、大きな成果ではないかと考えます。

今後も地道な相談活動を続けていく中で、不登校などの問題を抱える子供たちのサポートをしっかりしていきたいと考えます。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員、次に移っ

てください。

山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 では、次に移ります。

10款5項2目文化振興費、地域文化広場改修事業、196ページ。

今回の改修で、不備は解消されましたか、伺います。

○鈴木達雄委員長 柿原文化課長。

○柿原紀宏文化課長 今回の改修につきましては、文化会館の空調設備、及びこれに伴う電気設備の改修を行ったもので、空調設備は、設置後、25年が経過しておりまして、老朽化が進み、ふぐあいが発生しておりました。

これまで、一部の会議室など部分的な改修は行ってきましたが、設備自体が古く、部品等の調達が難しいということで、故障した際の修理におきましては、対応が困難な状態がありました。

今回、大ホール、小ホールをはじめとする大規模な空調設備の改修を行ったことによりまして、文化会館の利用者が、安全で、快適に利用できる環境となりました。

また、設備が新しくなったことによりまして、故障時の修理においても、早急な対応が可能となります。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 今回の改修で、通常よりよくなった部分というのはあるんですか。あくまでも、補修、改修、前の状態に戻したというだけの改修ですか、その内容的には。

○鈴木達雄委員長 柿原文化課長。

○柿原紀宏文化課長 設備自体は、今のもとあった設備を直したということなんですけども、空調設備につきましては、省エネ型の設備を導入しておりますので、年間のCO₂の削減、電気料等の削減が期待できると考えております。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 確認ですが、大きな事業費

等を必要とする大がかりな改修は、これで一段落したというふうに理解してよろしいんですか。

○鈴木達雄委員長 柿原文化課長。

○柿原紀宏文化課長 この改修につきましては、平成18年度に老朽化調査を行いまして、一応今年度まで計画的にやってきたということですけども、まだ設置後改修していない設備もございますので、その点につきましては定期点検等で設備の状態を把握しまして、改修時期になりましたら、また改修を行う必要があります。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 この文化会館、全部見ていくと外壁の問題だとか、外構の部分で、まだまだいろいろ改修したほうがいいんじゃないかというような声を聞くこともありますが、文化会館自体は東三河の中でも音響施設等では非常にいいという高い評価を受けておる施設でありますので、きちんと管理してやっていきたいと思えます。

もう一回確認ですが、じゃあ音響施設等今後多額な費用を使って直すものは、今のところないと考えていいんですね。

○鈴木達雄委員長 柿原文化課長。

○柿原紀宏文化課長 今後につきましては、建物自体の防水ですとか、先ほど言われました外壁ですとか、あと設備関係で耐用年数がもう既に過ぎているものもございますので、それらにつきましては、施設の状況を調査し、必要な時期が来ましたら、やっていきたいと考えております。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、山崎委員のいじめ対策事業と不登校対策事業を合わせたよう

な関連質疑になると思いますけども。

いじめについては、重大な案件はないという状況だということですが、先ほどSNSの中で、特に今LINE等である学校のあるクラスは、全員がLINEでグループ化しておるんですけども、その中から仲間外れにされるというような事案がありまして、どこまでがいじめなのか、どこからいじめと把握するのかまた難しい判断があると思うんですけども、そういった事例がありまして、お子さんも悩まれ、保護者の方もかなり悩まれた。

そういうところから、これは不登校につながっていったような可能性もあるし、現にあるのかもしれませんが、そういう実態を把握されているのか、把握しているとしたら、そういうことに対する対策はどのようにされているのか。その辺について伺います。

○鈴木達雄委員長 夏目学校教育課長。

○夏目真治学校教育課長 お答えさせていただきます。

今のSNSでのいじめとかそういったことについては、クラス全体でというのは、新城市においてはそういう情報はございません。

ただ、そういったようなことについては現場の教員がしっかり情報を入手した場合には、速やかに対応するという方向で動くように考えております。

以上であります。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

ここで、少し早いですが、進行の都合によって、この際しばらく休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時00分

○鈴木達雄委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

総括の質疑に入ります。

最初の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、総括、決算審査意見書、55ページになります。

総評の中で、行政面においては道の駅整備について、当初予算見積もりやその後の見通しの甘さから、多額の補正予算を急遽計上せざるを得なくなるなどの状況が見られました。

今後の全庁的な課題として、不祥事などの防止、リスクマネジメントといった観点からも、内部統制がしっかり機能するような組織運営体制を構築されたいとありますけど、現時点でどのように対応を考えているのか、お願いいたします。

○鈴木達雄委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 それでは、お答えをさせていただきますと思います。

今回の道の駅整備事業における補正予算の計上につきましては、予算事務や事業の進捗状況についての内部統制という観点から、問題点の検証を行いました。

その結果といたしまして、2つが取り上げられました。

まず、1つといたしまして、基本設計が固まっていない状態で積算根拠が十分検証されないまま、当該事業費の積算を行い、予算計上をしたこと。

2つ目といたしまして、予算超過となる事実がわかった段階で、その情報を所管課内だけにとどめ、関係部署等の情報共有がなされなかったことによるものであります。

その再発防止策といたしまして、事業実施に当たっては、精査した実施工程表を作成した上で、実施設計に基づいた予算計上を行うとともに、問題となる事案が発生した場合は、当課だけで対応などを検討し事業を進めるの

ではなく、関係する他部署からの意見を十分聞くなど、庁内での情報共有を図ることで、再発防止と内部統制の徹底を強化するということを、平成26年4月の部課長会議でありますけれども、副市長からの訓示として、全庁に周知をされたところであります。

これを受けまして、都市計画課といたしましても、この趣旨に従いまして、事務の執行に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、下江洋行委員。

○下江洋行委員 総括質問、まず1点目ですが、平成24年度決算審査意見書で、合併算定替措置終了後の財政推計を見据えて、健全財政を堅持し、政策的経費の選択と集中による効率的・効果的な配分の実行を求めたが、この指摘を受け、平成25年度の行財政運営において、特に留意した点について伺います。

2点目ですが、平成25年度における財政状況について、財政健全化の指標の数値の推移を踏まえて、どのように分析されたか、お願いします。

○鈴木達雄委員長 古田財政課長。

○古田孝志財政課長 それでは、1点目の平成24年度決算審査意見での指摘を受け、行財政運営において、特に留意した点について御答弁させていただきたいと思っております。

前年度の決算審査意見の総評での指摘内容は、地方交付税の合併算定替措置の平成28年度から平成32年度までの段階的縮減といった、本市の財政運営を取り巻く環境変化を見越した中で、健全財政の堅持と、政策の選択と集中により、一層の市民福祉の向上に努めることを求められたものでございます。

平成25年度は、市民自治社会を体現する地域自治区、自治基本条例関係事業や新城版こども園制度がスタートする大きな節目の年度であり、一般会計当初予算は、平成18年度以

降7年ぶりに220億円台を確保した積極予算でございました。

こうした新規事業を、着実に展開すると同時に、次年度以降庁舎建設事業に本格着手すること、また、作手地区総合整備事業、新城地区こども園建設事業といった大型建設事業が計画されていることから、行財政運営においては、将来にわたり円滑に市政運営が可能となるよう、財務体質の強化に取り組みました。

幸いにも、平成25年度は、市税収入が景気動向の回復基調により堅調に推移したことや、平成24年度の国の補正予算に伴う地方負担を支援するための地域の元気臨時交付金制度が創設され、約5億円の国庫支出金が増額となったことから、市民生活の利便性向上のための市道などの社会基盤を追加整備するだけでなく、財源確保のための基金繰入金や市債も当初予算計上額と比較すると、大きく減額させております。

こうした財政運営によりまして、一般会計における地方債残高は、前年度比9億925万5,000円減の225億7,282万7,000円、財政調整基金をはじめとする基金積立金現在高は、前年度比4億5,713万5,000円増の71億3,584万円となり、基礎的な財務体質は強化されたと認識しております。

続いて、(2)の平成25年度における財政状況について、財政健全化の指数の数値の推移を踏まえ、どのように分析されたかという御質問ですけれども、平成25年度決算に基づく健全化判断比率の数値等につきましては、今議会の報告第13号でお示ししたとおりでございます。

健全化判断比率4指標のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、一般会計、特別会計の実質収支、及び企業会計の資金について不足とはなっておりません。

実質公債費比率は、平成25年度7.7%となっております。平成23年度9.4%、平成24年

度8.5%で推移しており、対前年度比0.8ポイント減少をしております。

前年度からの主な減少要因ですが、当該年度の元利償還のうち、大学建設時の建設費補助として借り入れた地方債の繰上償還分を除く実質の公債費の減によるものでございます。

健全化判断比率の算定、公表を開始しました平成19年度の13.0%からは、年々着実に改善に向かっているとと言えます。

将来負担比率につきましては、平成25年度38.2%となっております。平成23年度40.1%、平成24年度44.3%で推移しておりましたが、対前年度比6.1ポイントの減となっております。

前年度からの主な減少要因は、一般会計における当該年度の地方債発行額が17億5,300万円余りと、償還元金であります26億6,200万円余りと比較して、約9億900万円ほど少ないため、年度末現在の地方債残高が減少したこと、また、将来負担に備え、充当可能財源である財政調整基金、減債基金をはじめ、各種基金の積み増しによるものでございます。

算定・公表を開始しました平成19年度の116.3%と比較すると、平成24年度に緊急防災・減災事業債や、みんなのまちづくり基金の積み増しに伴う合併特例債の発行により、一時的に数値が増加しましたが、全体としては改善方向に向かっていると評価しております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 下江洋行委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 それでは、平成25年度の決算審査意見書の8ページ、その中に10款地方交付税という項目がありますが、そこを見ますと、地方交付税が、私が思うに予想より大幅に減ったなということを思うんですが、それを下の説明書きを読みますと、基準

財政収入額がふえたからこうなったというようなことが書いてあります。

地方交付税が減るといえるのは、基準財政収入額がふえるのか、基準財政需要額が減るのかどっちかでそれが動くと思うんですが、ちょっといろいろこの資料を見ただけだと、私は読み切れませんので、どうしてこうなっているかというあたりの説明をお願いいたします。

○鈴木達雄委員長 古田財政課長。

○古田孝志財政課長 それでは、御答弁申し上げます。

地方交付税において、普通交付税が大きく減額した理由を、普通交付税算定における基準財政収入額が増額となったためとあるが、その理由ということであります。

若干、説明の中で交付税という性格から、細かな数字の御説明となりますことを、まず御了承いただきたいと思っております。

平成25年度の地方交付税は、普通交付税51億3,731万1,000円、特別交付税6億7,379万5,000円の合計58億1,110万6,000円、対前年度比5億5,997万8,000円の減額の決算となっております。

このうち、普通交付税は、対前年度比5億2,215万7,000円の減額となっております。

普通交付税減額の要因ですけれども、平成25年度交付税算定において、基準財政需要額では、高齢者保健福祉費の錯誤分等9,919万9,000円を含め、対前年度比1億8,063万8,000円減の116億8,426万3,000円となっております。

一方、基準財政収入額では、対前年度比3億4,151万9,000円増の65億4,695万2,000円となっております。

御承知のとおり、普通交付税は、基準財政需要額と基準財政収入額との差額が交付されるものでありますので、需要額の減と収入額の増という状況を反映して、交付額51億3,731万1,000円、対前年度比5億2,215万

7,000円もの大幅な減額となったものでございます。

基準財政収入額の増額の主な要因ですけれども、市町村たばこ税の税率改正に伴う影響もありますが、市町村民税の法人税割において、市内企業の好調な業績に支えられた増額分2億9,321万4,000円が最大の要因でございます。

なお、この増額分は、平成25年度推計基準税額に加え、平成22年度から平成24年度までの過年度分実績基準税額の過大過小分も含まれておりますので、当該年度の一般会計、法人市民税決算額とは、直接リンクするものではありませんが、市町村民税の法人税割の増加は、結果として自主財源比率の上昇につながるものであり、財政運営の自主性や安定性の観点から見ると、好ましい状況にあると言えます。

以上です。

○鈴木達雄委員長 菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 説明、ありがとうございます。

基準財政需要額も動いているということで、何とかどうということかということが理解できました。

次に、合併してことしで9年目の決算が終わったということですが、合併当初の平成17年は、変則的な会計でやっていると思いますので、その分を外しまして、平成18年から今までの9年間、それを見まして私なりにいろいろ経年変化と流れ見てみますと、まず一番もとになっている歳入歳出の見通しというのが当初出ていたと思いますが、それによりますと、この平成25年度、平成26年度とか、平成24年とかそこらあたりの財政規模が大体200億円を切っているような見通しになっております。

それが今はもう30億円ぐらいはふえた財政規模で、結構財政規模が大きくなっている、ただ基金や何かを見てみますと、確実にふ

えていますし、市債や何かのトータル、総額を見ますと、着実に少しずつ減っていくという流れで、トレンドとしてはいい流れだなと思うんですが、財政当局としては、そこら辺のことから将来の新城市、将来のことをいうと、決算の場では余り適当でもないかもしれませんが、その流れ、このままの流れでトレンドは変わらずにいけるのか、合併算定替という問題が来年度からありますが、そういうことも含めて、現在ではどのように考えてみえるでしょうか。

○鈴木達雄委員長 古田財政課長。

○古田孝志財政課長 御質問をいただきました平成25年度決算を振り返り、過去8年間の財政運営をどのように評価しているかという点から御答弁をさせていただきます。

平成17年10月の新市発足以来、変則決算でありました平成17年度を除くと、会計年度としては8年間が終了しました。

普通会計ベースの歳出規模としては、年度ごとの増減はありますが、220億円前後で推移してまいりました。

これまで、合併市町村として新市の一体性や市民の安全・安心を高めるため、消防防災センターや防災行政無線整備に取り組んだほか、市内全域に光ケーブルを敷設し、地域情報化のためのケーブルテレビや公共施設を結ぶ情報ネットワークを構築しました。

また、黄柳川小学校をはじめ、小中学校の校舎、屋内運動場を順次整備し、教育環境にも力を注いでまいりました。

合併当時の財政状況は、県内他市との比較では決して余裕のあるものではありませんでしたが、各種の財政指標から見ると、全国ベースでは類似団体の中位に位置しておりました。

しかしながら、財政構造の弾力性を示す経常収支比率においては、通年の予算決算となった平成18年度は91.5%と、新たな建設事業の経費に充当する財源に余裕のない状況が続

いておりました。

こうした状況下で、平成20年度から財政健全化推進本部を立ち上げ、全庁的に財政健全化への取り組みを推進しました。この取り組みにより、平成25年度決算ベースでは、89.3%と徐々ではありますが、改善方向に向かっております。

市民生活に直結する大型事業を積極的に展開しながら、同時に財政健全化を進めるといった、ある意味相反する財政課題に対して、苦心の財政運営を続けてまいりました。

平成18年度決算時点と比較して、地方債現在高は約15億円の減、積立金現在高は約33億円の増と、財務体質の改善を図ることができました。

また、今議会でも御報告させていただきました地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率4指標におきましても、各年度の変動はございますが、実質公債費比率、将来負担比率も公表を開始した平成19年度と比較して、大きく改善されておりますので、堅実な財政運営を図ってきたものと自己評価しております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 丁寧な説明、ありがとうございます。

本当に今まで防災無線とか、消防の防災センターとか、黄柳川小学校の建設とか、いろんな大きな事業を毎年毎年取り入れて、消化しながらやってきても、まだ財政はこういう流れだよということですので、私は結構新城市の財政運営は堅実だと思いますし、持続が十分可能だと思います。こんなことを言うと、すぐのところでだめですが、ですので、今後ともしっかりやっていただきたいと思います。

○鈴木達雄委員長 菊地勝昭委員の質疑が終わりました。

4番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、同じ第127号議

案について。

平成25年度新城市決算審査意見書の一般会計、55ページの5の総評に述べられていることについて、以下お伺いしたいと思いますのでよろしくお願いたします。

(1) 点目ですけれども、地域自治区制度について、課題も多いとの指摘ですがどのような課題、具体的にお伺いしたいと思います。

(2) 点目、新城版こども園は、少子化・人口減少対策として期待できるとのことだが、その根拠とさらなる制度の充実についてお伺いいたします。

(3) 点目、平成24年度決算意見書にも、内部統制が十分機能する組織運営体制の構築が指摘されているが、平成25年度の決算意見書にも同様の指摘がある。なぜ改善されないのか、お伺いいたします。

(4) 点目、合併以降の財政健全化の取り組みによる一定の成果について、具体的にお伺いいたします。

(5) 点目、平成24年度決算意見書総評にて指摘された下記の5つの個別留意点について、平成25年度は内部統制を除いて指摘されておりませんが、改善されたのか、その後の取り組み、対応状況について伺います。

- ①決算に係る主要施策成果報告書について
- ②内部統制機能の再構築について
- ③公共施設用地の賃貸借契約について
- ④契約事務について
- ⑤財産区について。

それから、(6)ですけれども、平成24年度の決算審査意見書総評と大差がなく、また個別の留意点も指摘されていませんが、どのように受けとめているのかを見解、伺いたいと思います。

よろしくお願いたします。

○鈴木達雄委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 失礼をいたします。

それでは、私のほうから（１）地域自治区制度の課題と、（５）平成24年度決算意見書総評についての５つの個別留意点についての⑤財産区について、お答えをさせていただきます。

まず、地域自治区制度でございますが、制度初年度である平成25年度の各地域協議会の委員の皆様のご献身的な活動や御努力により、まずもって順調なスタートを切ることができたと考えております。

改めて御尽力を賜りました委員の皆様へ、深く感謝申し上げる次第でございます。

さて、御質問の地域自治区制度の課題につきましては、地域自治区制度における地域活動交付金事業や地域自治区予算、地域協議会についての市民の認知度・理解度をより一層図ること。

それから、２点目でございます。住民の多様な意見を集約する組織である地域協議会には、女性や若者の参加をさらに推進すること。

それから、３点目でございますが、制度開始１年半を経過し、前例や実績がないため、この地域協議会委員に御負担をかけていることといった課題を考えてございます。

今後とも、この制度につきまして、積極的かつ丁寧なPRに努め、市民の皆様にとって、もっと身近な制度となるよう、常に組み込んでまいりたいと考えております。

それから、次の⑤財産区でございます。

決算審査意見書を受けまして、この平成25年11月に、各財産区管理会と行います次年度予算ヒアリングについては、全ての財産区を対象に実施をし、意見書の説明、また今後の財産区のあり方について意見交換を行いました。

平成26年3月14日には、財産区管理会会長会議を初めて開催し、平成30年度から新しい基準により財産区を運営していただきたいこと、それまでに各財産区で方向性を議論していただきたい旨を御説明したところでござい

ます。この説明会以降、4月の決算ヒアリングにおいても、個別状況に応じ、話し合いを行いました。

要望があれば、各財産区管理会等へ出向き、説明をさせていただくことをお伝えしたところ、平成26年4月29日の東郷財産区を皮切りに、現在、15の財産区で説明会を開催したところでございます。

今後も、この実態を十分把握した上で、財産区のあり方を、財産区管理会及び地元の皆様としっかり話し合いをして、進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○鈴木達雄委員長 金田こども未来課長。

○金田明浩こども未来課長 私から、（２）新城版こども園は、少子化・人口減少対策として期待できるとのことだが、その根拠とさらなる制度の充実についてということで、お答えさせていただきたいと思っております。

初めに、根拠につきましては、3歳以上児の就学前教育の全面保障、小学校へのスムーズな接続、保育料の低負担化を図ることにより、新城市が安心して子供たちが育ち、育てられるまちであることが浸透することで、人口の流出に歯どめをかけるとともに、市外からの流入を期待するものでございます。

続きまして、さらなる制度の充実につきましては、こども園が順調にスタートできましたので、次は、新制度の施行に伴う子ども・子育て支援事業とあわせまして、放課後児童クラブの計画的な施設整備等を含む、地域事情に応じた放課後児童施策を充実すること。

また、市がファミリーサポートセンターを設置し、運営面を強化することでこども園の一時保育のほかにも利用しやすいものとし、将来的には、病児・病後児保育事業の実施につなげていくことなど、公的支援の少ない3歳未満児への在宅支援を充実していくことで、安心して子供たちが育ち、育てられるまちづくりの実現を目指してまいります。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 御質問の（３）と（５）②につきましては、内部統制機能の関係でございまして関連がございますので、あわせてお答えをさせていただきます。

本市では、ここ数年、職員の人為的なミスや不適正な事務処理などによって、市民の方に不安や不信感を与える事案が発生しております。市民から信頼される存在であるべき市役所として深く反省しているところであります。

また、決算審査意見書で内部統制が機能する組織運営体制の構築ということが、２年続けて指摘をされたことにつきましても、大変重く受けとめております。

これまでも、市では、不適正な事務処理などの不祥事が発生するたびに、その原因の究明を行うとともに、さまざまな改善策や再発防止策を講じてまいりました。

それにもかかわらず、なぜ改善されないのかという御指摘でございますが、これまでは、それらの取り組みが、どちらかといいますと、不祥事を起こした部署内だけにとどまっていたことが多くて、組織全体で情報を共有して再発防止に努めようとする試みが、十分なされていなかったということ、また、職員の危機管理意識も足りなかったのではないかと、反省しておるところでございます。

このため、今後は、不祥事に関する情報に限らず、常日ごろから市の重要施策などについても、組織全体で情報の共有に努めるとともに、組織内で複数のチェック機能が働くような組織運営体制の構築に取り組んでいきたいと考えております。

なお、既に職員の意識改革の面では、午前中の２款の関連質疑でもお答えいたしましたけれども、平成25年度に課長職及び副課長職を対象といたしましたコンプライアンス研修を実施いたしまして、法令遵守意識の徹底と

内部統制の基本的なことを学ぶという機会を設けているとともに、決算の内容とはちょっと外れてしまいますが、本年度、平成26年度にも、部長職から副課長職までを対象としまして、リスクマネジメント研修を実施し、不祥事を未然に防ぐリスク管理の重要性というものを認識させるなどの取り組みを行っているところでございます。

いずれにいたしましても、内部統制が十分機能する組織運営体制の構築を実現するためには、職員一丸となって取り組んでいくことが何より重要だと考えておりますので、市民から信頼される市役所になれるよう、今後とも努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 古田財政課長。

○古田孝志財政課長 失礼します。

私のほうから、（４）、それから（５）③の公共施設用地の賃貸借契約の事項、それから、（６）の３点について御答弁をさせていただきます。

まず、第一に、（４）合併以降の財政健全化の取り組みによる一定の成果について、具体的に伺うという点でございます。

市税等の経常一般財源を、人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充当しているかを見ることにより、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成18年度においては91.5%と、新たな建設事業の経費などに充当する財源に余裕のない状況が続いていたこと、市町村合併後、これに伴う各種事業が施工されたことにより、地方債残高が増加していたことなどから、平成20年度から、財政健全化推進本部を立ち上げ、財政健全化に取り組んできたところでございます。

本市においては、今後、平成28年度から地方交付税の合併算定替の縮減が始まり、平成32年度で特例が終了するほか、合併特例債の活用が可能な期間についても、平成32年度で終了することから、この時期までに今後のま

ちづくりに資する事業や、市民生活に必要な不可欠な事業を円滑に実施するためには、財政健全化への取り組みは欠かせないものであると考えております。

御質問の財政健全化の取り組みによる一定の成果ですけれども、経常収支比率は、平成18年度91.5%から、平成25年度89.3%と徐々に改善し、財政の柔軟性が向上していると言えます。

また、健全化判断比率についても、算定・公表を始めました平成19年度数値と比較して、大きく改善されておる状況でございます。

具体的な将来負担につながる一般会計の地方債残高は、平成18年度の約241億円から平成25年度約226億円と、約15億円減少する中で、償還額のうち、将来地方交付税で措置される地方債の比率、見込み額についても、年々高まっておる状況でございます。

一方、将来負担に備えるための基金現在高は、平成18年度の約38億円から平成25年度約71億円と、約33億円増加しております。

こうした状況を客観的に判断しまして、本年度の決算審査意見書では、一定の成果を上げてきたと評価されたものだと考えております。

続きまして、(5)の前年度の決算審査意見書総評の個別指摘事項の③の公共施設用地の賃貸借契約についてでございますけれども、平成24年度決算審査意見書総評にて指摘されました公共施設用地の賃貸借契約については、市が公共施設用地として民間等から賃借している土地等の賃借料が、近隣の賃借事例より高額な賃借料により、契約を締結している案件が散見されるというものであります。

市が民間等から土地を賃借する場合は、市が土地を貸し付ける場合の算定式であります新城市行政財産使用料条例第3条に準じた額に、固定資産税相当額を加え、賃借料を算定することとしております。

しかし、旧来より契約しております土地等

の賃貸借契約の一部においては、契約当時のさまざまな事情、交渉経過等によりまして、当該基準に準じていない契約が存在し、指摘事項が全て改善されていない状況にあることは承知しております。

賃貸借契約の契約期間が単年契約でなく、中長期にわたるものが大部分ですので、直ちに、土地所有者に対し賃借料の減額協議をするのは、非常に難しいところではございますけれども、契約更新時には適切な契約内容となるよう、見直しを図ってまいります。

また、あわせて指摘されました将来的にも長期間継続利用する公共用地の取得検討につきましては、財政事情の許す限り、早期に取得することで、後年度の財政負担を軽減することを考慮しております。

平成25年度決算には直接関連いたしません。が、今議会に上程しております一般会計補正予算案の新城小学校用地の取得についても、総評において指摘された事項の改善を図った一例でございます。

最後になりますけれども、6点目、平成24年度決算審査意見書総評との大差なく、個別留意点も指摘されていないが、どのように受けとめているのか見解を伺うという点でございます。

平成25年度決算審査意見書の総評では、当該年度からスタートした地域自治区制度や新城版こども園制度、新東名高速道路開通を見据えた地域産業振興の必要性に関する項目は前年度と同様に記載されておりますが、その記述内容は、より将来的な視点をも含めたものとなっております。

また、これまでは、財政環境の厳しさを反映し、健全財政の維持に力点を置いた記述でありましたが、本年度意見書では、財政環境への懸念は依然としてありますが、社会保障・福祉医療分野や、社会インフラの長寿命化等への支出増加が確実視される中、持続可能な財政運営を続けるためには、事務事業の

見直しや公共施設のあり方など、行政改革の必要性に対する視点が加わっております。

決算審査意見の作成は、監査委員の専権事項でありますので、記述内容について、執行機関側から特段申し上げることはございませんが、監査委員の着眼点の相違によるものであると考えております。

また、その意見内容は尊重すべきものと認識しております。

また、平成25年度決算審査意見書では、個別具体の留意点についての記載はありませんでした。

平成24年度決算審査意見書において指摘された5項目の留意点については、早急に取り組むべき事項や中長期的に取り組まなくてはならない事項もありますので、予算編成、予算執行段階では、これまでの決算審査意見書において指摘された留意点を、再度確認するなど、行財政事務の適正化に引き続き取り組む必要があるものと考えております。

また、会計事務処理等につきましては、定例監査などでその都度指摘を受け、是正措置を講じているところですので、今後も引き続き適切、適正な事務執行に努める必要があることに変わりはございません。

以上です。

○鈴木達雄委員長 林企画課長。

○林 治雄企画課長 それでは、(5)①の決算に係る主要施策成果報告書について、お答えさせていただきます。

平成24年度決算意見書総評で指摘されました内容につきましては、昨年決算審査を受けた後に、すぐに平成24年度主要施策成果報告書の内容につきまして、各課に対し、事務事業の改善へとつながる成果指標として、合理性や客観性のある指標かどうかなどを再検討するよう指示いたしまして、各課において修正を行いました。

また、今年度行った平成25年度決算審査におきましても、指摘されました内容を改めて

周知しまして、各課で十分検討の上、主要施策成果報告書を作成するよう指示しています。

今後も、決算に係る主要施策成果報告書を作成する際には、指摘された留意点を十分踏まえた上で、さらに有意義な資料となるよう改善に向けた取り組みを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 尾澤契約検査課参事。

○尾澤潤三契約検査課参事 (5)の④の契約事務について、お答えさせていただきます。

④の契約事務については、随意契約の指摘事項でございます本来入札に付すべき案件を、業務の特殊性、緊急性を理由として、随意契約をしている事例が多く見られるという指摘でございました。

安易に随意契約をせず、随意契約の適正執行のための指針随意契約ガイドラインに基づき、随意契約を行うように指導することなどにより、適正に契約され、改善されています。

平成26年2月には、このガイドラインの改定を行い、庁内に通知しております。具体的には、ガイドラインに随意契約の例示の追加と、理由書の例示の掲載でございます。

今後も、契約事務の適正について徹底していく考えでございます。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 たくさん聞いたものですから、順番に確認していきたいと思えます。

まず、1点目の地域自治区制度の課題ということですが、今課題が多いという指摘で、午前中の決算の質疑では課題は周知不足のような議論があったんですけども、周知不足や住民の多様な意見、女性の意見とかそういった分の問題、後は身近な制度にしていくというようなことなんでしょうけども、今監査の指摘では、課題も多いというのは、どういう課題、今言ったような課題だけのレベルだったのか、その辺の監査とのそごは

ないのか、その辺確認したいと思います。

○鈴木達雄委員長 浅賀監査委員事務局長。

○浅賀邦久監査委員事務局長 自治区制度の課題につきましては、市民自治推進課から答弁がありましたように、この制度の開始された初年度でもあり、幾つかの課題もあると考えております。

繰り返しになりますが、地域自治区制度、地域活動交付金事業等について、何度となく開催してきました説明会だとか、地域での集会等に足を運んでいただけなかった方や、事業に直接携わってこられなかった地域住民の方にまで、十分に浸透しているというわけではないというようなこと。

それから、地域協議会の構成員においても、区長さん方が中心で、女性や若者、その他の団体の委員の方が比較的少なく、先ほどもありましたが任期が2年とはなっておりますけれども、1年で交代されるようなケースも多くあり、制度の継続性ということに対しても制度の継続性をどのように担保していくのかというようなこと。

それから、地域活動交付金事業の採択においても、それぞれ地域の特性があり、地域の課題もさまざまありますが、公費である以上、公平性の観点から採択基準もある程度は統一的な運用も必要ではと、こういったことから、こうした地域の自主性は尊重するものの一定のガイドライン的なものが必要なのではないかと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 制度上の課題というのがどういう認識かわかりませんが、地域自治区予算、あるいは地域活動交付金の使い方ですね。いろんな課題を指摘され、ほかの決算の質疑でもありましたけど。

そもそもこの地域自治区制度がスタートした時点の考え方というのが、合併して広大な市域になったということで、それを1つの制

度や1つの予算で課題を解決するにはなかなか難しいということで、それぞれの地域の課題をそれぞれの地域の方々に抽出していただいて、それぞれの地域で課題を解決していただくというのが、そもそもの趣旨だったと思うんですけども、それだったら最初のスタートラインに立つと、それぞれの課題を解決するための地域自治区予算の使い道、あるいは地域活動交付金の使い道を、新城市が一律の基準に定めてしまっておる、その矛盾点をこの地域自治区制度導入のときの審査でも指摘させていただいたんですけども、今の論理でいくんだったら、それぞれの地域で使うお金の使い道の基準はそれぞれの地域の方が考えるのが、本来の趣旨であるべきだと、私はさんざん言ったんですよ。

それでないと、スタートラインがそれぞれの地域の課題が違うし、地域性も違うから、一律の制度で縛るのは難しいからそういうスタートラインに立ったはずなんですけども、その辺が今後改善、スタート時の議論としては今後改善点だというような議論もあったと思うんですけども、1年やってみただけではまだそこまではいかないかと思いますが、これから制度が充実していけば、やっぱりそれぞれの地域の課題を解決するための基準、要するに何にお金を使っていくかというのを決めるのは、それぞれの地域の皆さんが議論して決めていくべきだと、私は考えるんですけど。

そういった制度上の運用面での課題の意識はありますか。確認します。

○鈴木達雄委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 今御指摘の点でございますが、各地域協議会におきましては、そういった観点も含めて審査をしていただけだと思っております。

ただ、審査基準につきましては、統一したものを今使っておりますが、その中での運用、審査の点数ですとか、そういった配分点につ

きましては、各地域協議会それぞれの特色、
どういったものという意向は各審査委員が
働きますので、そういった形で運用してい
きたいと思っております。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ぜひ、そのように進めてい
っていただきたいと思えます。

それから、2番目のこども園制度につつま
して、再質問しますけども、こども園制度も
スタートしてまだ間がなく、少子化・人口
対策としての成果、効果というとなかなか数
字にはあらわれにくいし、長期的な展望に立
っていかなければいけないかなと思ってい
ます。特効薬ではなくて、漢方薬的な、じわじ
わ効いてくる制度かなと思っているんですけ
ども。

そんな中で、課題も当然出てきていると思
いますし、今後さらなる制度の充実の中には
ひょっとしたら無償化というような議論も出
てくるのかもしれないけども、そういうこ
とも含めてさらなる制度の充実の中には無償
化ということも検討していくのか、それをす
るんだったらいつぐらいをめどにというよう
な、さらなる制度の充実についてのその分
について確認いたしたいと思えます。

○鈴木達雄委員長 金田こども未来課長。

○金田明浩こども未来課長 お答えさせてい
たきます。

充実をしていくことは、先ほども御説明し
たとおり、放課後児童の施策でありますとか、
在宅育児支援のほうも進めていきたいと思っ
ております。

無償化のほうにつつましても、まだ国から
情報がなかなか来てないということがありま
すので、交付税も踏まえまして、公定価格も
まだ来てないということでもありますので、そ
の辺も踏まえまして、その資料が整い次第、
無償化についても検討していきたいと思っ
ております。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それは、今後の課題だと思
いますので、よろしく申し上げます。

それから、3点目の内部統制についてです
けども、平成24年度、平成25年度同じように
全く同じ文章で指摘されておりました。平成
24年度はちょっと対象が違って、行財政改革
や公共施設の再構築が各所管任せというよう
な、そういう部分で内部統制の話が出ていた
んですけども、平成25年度は道の駅の多額の
補正予算、それが主で、先ほどの小野田委員
の質問にもその点だけの内部統制についての
考え方が示されましたけども、私の内部統制
については全般的な全文で答えていただきました。

その中で、少し気になったのが、それぞれ
取り組んでおかれることはわかりますし、な
かなか難しい部分もあるかと思えますけども、
副課長以上、要するに管理職以上というよう
な対象の話が先ほど出たと思うんですね。
それで、今年度部長から副課長以上と。その
レベルだけでやっつけていいのかな。

実際に現場の実務でやっている、要するに
副課長以下の担当職員も含めた内部統制をし
ていかないと、そこへ来るまでに発生した場
合に、またちょっと問題が起きるような気が
しますので、副課長以上ではなくて、もう全
ての職員に対する内部統制の仕組み、あるい
はリスクマネジメント、あるいはリスク管理
課でも結構ですけど、そういったことの対応
をしていかないと、毎年毎年指摘されていて、
いつまでたっても組織機構ができない指摘が
続いていくような気がしますので、その辺に
ついての見解を再度お伺いいたします。

○鈴木達雄委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 滝川委員がおっしゃる
とおりだと思います。

ただ、私どもはなかなか一遍に全職員をや
るということは難しいものですから、まずは
平成25年度からコンプライアンスの研修をや
って、平成26年度はリスクマネジメントの研

修ということで、まず率先して取り組んでいく組織にするためには、管理職からの研修が優先ということで始めたところでございますが、当然おっしゃられるように、これは全職員にかかわる問題でございますので、来年度以降もまだ計画はこれからですけれども、検討をしていきたいと思っております。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 全職員一遍にやれとは言っていないので、その辺は順次進めていただきたいと思います。

それから、4点目の一定の成果ということ、各数字等は当然上げられたとおりによくなっていることもわかります。

それから、1点だけ確認しておきますけれども、起債残高といいますか借金が241億円から226億円と、15億円減少、これまで合併して8年、大きな事業を取り組んできたにもかかわらず、借金がそれだけ減っている。

その借金が減って、中にはその借金が合併特例債に入れかわることによる、交付税措置等によってより有利な借金がふえたというのは、数字には今の時点ではあらわれないかもしれないけど、15億円の実際の一般会計からの借金の減に加えると、さらに合併特例債に入れかわったことによるメリットというのは、数字にどのようにあらわせたらいのか、その辺は難しいかと思えますけど、その辺についての見解をお伺いします。

○鈴木達雄委員長 古田財政課長。

○古田孝志財政課長 交付税措置のある地方債ということで、全体としてお答えさせていただきますけれども、合併当時の地方債残高に対する交付税措置があるものが、ちょっとろ覚えの数字で申しわけないですけれども、140億円程度は交付税措置があったと。それで、平成25年度末の段階の226億円のうち、交付税措置が可能なものというのが170億円程度、交付税措置のほうは全体の起債の残高は減っておりますけれども、交付税措置され

る起債の残高というのは、30億円程度ふえておるといのが現在の状況でございます。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 借金減って、交付税措置があるが30億円ふえているということは、有利な借金に変わったというふうに理解してよろしいですね、はい。そういうことを、皆さん、理解していただきたいと思えます。

それから、(5)のポイントを絞っていきますけれども、公共施設用地の賃貸借契約、見直していくということなんですけれども、これまで長期契約から、要するに長期契約しておいたのを購入する場合に、長期契約期間の分はどのように配慮されるのか、されたのか。

それから、今後購入される公共用地の計画があるようですが、それをその中でも新しい施設で購入する土地と、また借地を継続する土地があるような事業を継続されるようですが、その辺についてももう少し整理されて、今答弁で述べられたように、購入するものは購入するで統一していくべきだと思えますけれども、その辺の2点についての見解をお伺いします。

○鈴木達雄委員長 古田財政課長。

○古田孝志財政課長 それでは、御質問の答弁になるか、ちょっとわかりませんが、先ほど申し上げましたように、長期間継続利用する公共用地に関して取得ということが施行しているわけですけれども、やはり財政事情との兼ね合いがありますので、いついつにどの施設、借地を取得するということろまでは現在計画は立てておりません。

もう1点、これまでの借地の部分の取得ですけれども、やはり新たな公共用地の取得と同じでありまして、取得に関しまして借地部分に関しましては、地方債の措置とかは一切ありませんので、一般財源で対応しなければいけないということもありますので、財政事情を考慮しながらですけれども、それに含めて相手方、土地所有者の意思というのもござ

いますので、それらを勘案しながらできるだけ早期に取得に努めてまいりたいと考えております。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ちょっとニュアンスが違うんですが、長期契約何十年としてきて購入した場合に、それまでの賃貸借期間の賃貸料を考慮した購入金額になっているかということを確認しておるんですけども。

そういった事例が確か新城小学校体育館の用地は、我々も知らなかったですが、長期間かなり賃貸借しておいて、購入されたようですけれども、その辺のことが配慮された購入金額となっているのか。ただ、その辺の標準地価格、あるいは実勢価格に配慮しただけなのか。そういった長期間の賃借料もしんしゃくした上での購入価格となっておったのか、その辺についての見解を伺ったのと、それから、土地の購入については、起債が起こせないとかいう話でしたけど、今後の可能性としてあったわけですけど、合併特例債が使える土地の購入もあったわけですね。

だから、そういうものに使えるんだったら、新規の購入なら合併特例債が使えるのか、これまで賃貸借しておったところを購入する場合に合併特例債が使えないのか、その辺はいかがでしょうか。

○鈴木達雄委員長 古田財政課長。

○古田孝志財政課長 新規の土地を購入して、公共施設を建てる場合の、その用地の取得費は合併特例債の対象になります。

ただ、今まで学校用地等で使っておったところの借地を買い戻すとか取得するという点では、合併特例債とかは地方債は充当できません。

○鈴木達雄委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 新城小学校の用地取得、今回の補正予算に上げさせていただいておりますが、これについては今までずっと借地をしてまいりました。それで、今回取得をする

ようになったわけでございますけども、その取得金額については従前の借地期間というものを考慮したものではございません。

これは、鑑定士さんにも確認を私どももしておりますけども、要は今までの借地契約というのが、一応単年度ごとで、それを自動継続するというような契約になっております。そうしますと、あくまでもある年度、1年間の借地料が幾らですよというような契約になっております。

これは、借地料というのは、地権者側からしますと、その1年間で相手方に貸してしまっているものですから、その土地を活用する機会がそれだけなくなります。そういった機会費用に振り替わるものでございますので、従前ずっと借地料を払い続けてはきておるんですが、それを取得するときその部分を取得価格に反映をするという事はしないというような考え方でやっております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、財産区について少し確認します。全ての財産区でヒアリングや、できるところから地縁団体、あるいは、いろんな説明をされているということですけど、平成24年度の指摘事項の中には、政教分離の原則に反する使い方、あるいは食糧費で財産区ごとに使い方が異なっている、要するに支出基準を統一すべきというようなことが指摘されておりましたけども、新しい基準というのは統一された基準を全ての財産区に示された。それに基づいて、今進んでおるということよろしいですか。

○鈴木達雄委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 今の段階では、その方向性といいますか、原理原則を各財産区に説明をし、基準といいますかこういった支出についての統一的なものというのは、まだこれから詰めておりますので、今後お示しをしていきたいと思っております。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、まだ新基準に統一されていないとか、示されていない。手続中ということですね。手続とかそういう方向でいくと、統一基準をつくるということで理解してよろしいですね。

○鈴木達雄委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 今、そういった形で御説明をしておりますので、まだその辺のことを詰めて御報告したいと考えております。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、次いきます。

最後ですけども、今回個別の指摘事項はありませんでしたけども、定例監査ごとにそれぞれ個別について指摘されておるということで、あえて監査意見書にはなかったということだったと思うんですけども、監査委員さんもこれまで行政のOBの方と議選の監査委員ということだったんですけど、新しく民間出身の方が監査委員になられたということで、どんな指摘があるのか楽しみにしておったところもあったので、ちょっとその辺をお伺いしたかったんですけども。

そういった面で、また民間出身の着眼点を行政の中へ持ち込んでいただいたそんな監査委員の指摘があるのを期待しておりましたが、あえて特に指摘するような個別の留意点がなかったと解釈していいのか、個別に既に定例監査ごとに指摘しておったのか、指摘しておったとしたらどんなことを指摘されたのか、その辺わかるようでしたらお伺いしたいと思います。

○鈴木達雄委員長 中根監査委員。

○中根正介監査委員 監査委員の中根でございます。

ただいま、滝川委員のほうから昨年度に比べて、例えば取り扱っている事柄がそう大差ないね、あるいは個別のテーマについて触れられていないのはどういったことかというよう

なことのお尋ねだったと思うんですけども、よく読んでいただくと、大変失礼なんですけれども、平成24年度につきましては、例えばこども園でありますとか、あるいは地域自治区についても、これから始まるという期待を込めての意見を申し上げたというところでございます。

平成25年度については、次年、現時点で1年半たちました。この時点におけるこれまでの成果、きょうもいろいろ御議論いただきましたけれども、それらを踏まえてさらなる制度の充実、発展を図っていただきたいという意見になっているということが1つということでございます。

それから、先ほど財政課のほうから監査意見については、私のほうからはどうか行政のほうからは申し上げにくいというようなことがありましたけれども、正しく理解をしていただいた御答弁だったと思っております。つまり、申し上げたいのは、これから新城市が目指すところは、極めて厳しい財政を見据えての運営でなくてはならないという観点から、新たに、例えば事務事業の見直しでありますとか、あるいは公共施設のあり方について付言をしているつもりでございます。

さらに、最後に個別マターについての取り扱いでございます。これは、従来の監査意見書、私もひもときましたけれども、個々のテーマについて、全庁的な注意が必要か、全庁的な取り組みが必要かというものについては、確かに取り上げておりました。

今回どのような形で、問題の解決はこれは間違いなくマスト、しなければいけないことでありますけれども、決算審査書、決算意見書にどう取り扱うのかなというようなことを考えた場合に、それぞれ個々の担当部に抱える問題、あるいは、もちろん全庁的な問題ありますけれども、それらについては日常の定例監査の中で、きっちりと対応をさせていただくというようなことで、決算審査意見

書については、決算にかかわるものに絞って記述しようか、意見を述べようかということにしたわけでございます。

ただ、その中で、あえて申し上げますと、内部統制については、一言申し述べております。これは、内部統制というのは、全て行政が正しく、きちんとワークしていくためには、基本の基本であるということでありまして、それらについては昨年度の指摘を踏まえて、担当部のほうで全庁的な取り組みを始めていただいているということで、それを私ども監査としても、内部監査の、内部統制の大きな役割を担うべきところでありますけれども、同じ問題意識で取り組んでいきたいというふうに思っておりますけれども。

ただ一言余分なことですけども、内部監査って何だというと、いやこれは大きな組織だとか、決まりだとか、重層的なものというのでは必ずしもなくて、先ほど担当部の答弁がありましたけれども、あるいは滝川委員も言われましたけれども、みんなが一人残らず同じ認識でやるということが大事ということと、もう1つは、絶えず見直す。絶えず見直すというこの2つがキーワードであろうというふうに思っております。

したがって、これから今年度各担当部、いろいろお考えいただく中で、当たり前のことでありますけれども、内部統制は何ぞやと、やっぱりこれは最終的に、根っここのところは、市民価値を高めるためだという職員の意識を、まずかっちりと腹に落とすということから始めるべきではないかなというようなことを、少し御質問の趣旨と外れたかもしれませんが、お答えさせていただきます。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

総括の質疑を終わります。

以上で、第127号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、私のほうからは、第127号議案 平成25年度新城市一般会計決算認定に反対する立場で討論いたしたいと思っております。

今回の市長のほうは、今回の決算のもとになった平成25年度予算大綱を読みますと、市民自治社会創造・まちづくりのステージアップをはかる平成25年度予算としております。

果たして、市民自治社会の創造はなされたのかという観点から検討いたします。

詳しくは、本会議でお話をさせていただきたいと思いますが、大きな反対の1つとして、市民自治社会創造によるまちづくりに矛盾が生まれていると思っております。

例えば、八名地区企業団地への目的外の産廃進出問題では、地元区長と区民の皆さんに苦痛と混乱を与えております。

そして、新庁舎建設問題では、いまだに多くの市民から見直しの声があります。そういう状況でありながら、体育館の取り壊しを進めるのは前のめりの決算だと言わざるを得ません。

いずれも、まちづくりの実態は、市側の結論ありきで進めているにほかなりません。

人口減少に歯どめがかかっていない今やるべきことは、子育て支援、国保の引き下げ、学校給食の無料化、18歳までの医療費の無料化、学校へのクーラーの設置、若者世帯への家賃補助、赤ちゃんが産めるまちづくりの実現、救急医療の実現・充実など、市民の皆さんの声を聞けば、まちづくりの豊かなアイデアがたくさん出てまいります。さらに、これらの施策を行うことが市民の自治の力を育むと考えております。

よって、穂積市長の市民自治社会創造・まちづくりのステージアップを図る平成25年度決算とはなり得なかったと考えております。

以上が反対の理由です。

以上です。

○鈴木達雄委員長 ほかに討論はありませんか。

山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 第127号議案 平成25年度新城市一般会計決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

初めに、決算認定に対する認識を述べます。

今から23年前、平成3年の春になります。3代目の市長の近藤長一さんが、4期16年間の市長生活にピリオドを打ち、市長室を後にするときでした。

書棚とか、机にはもう何もなくなり、床にたくさんの書類がありました。そこで、全部これを自宅に持ち帰るんですかと尋ねると、決算書だけでいいよと、僕にとって通知表だからなと、そう言われたことが、今も忘れられません。

決算書とは、為政者にとって、トップにとってそれほど重いものであり、まさに市政運営の評価そのものだと思います。

そこで、平成25年度を振り返りますと、年度途中で改選があり、不規則な1年だったと思います。

3選を目指した穂積市長にとって、2期目の集大成であると同時に、3期目の骨格予算、頭出しの予算編成だったと思います。

11月に3選を果たし、ギアチェンジして、残りの5カ月を走り抜いた1年だったと思います。その意味で、この平成25年度一般会計決算認定は、穂積市長はもちろんのこと、我々議会にとっても、大変重要だと思います。

多少の問題点、あるいは見方等によって相違はありますが、本委員会のこれまでの説明及び質疑を通じ、一定理解を得られたところであります。

個々の事例等については、本会議に譲るとして、これをもって予算・決算委員会における賛成討論といたします。

以上です。

○鈴木達雄委員長 ほかに討論はありませんか。

白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 反対の立場で討論します。

以下、2点が反対の理由です。

1点目は、今も庁舎問題に対する疑問の声は消えていません。市民の疑問に寄り添わないままの庁舎関連事業の執行を進めた点です。

2点目は、今後の要となる農林業は、高齢化が進み、産業としての位置づけが低下し続けています。また、観光産業においても、従来の枠から大きく踏み出せず、就業先にはなり得ない状況から抜け出せていません。

若者の就労の場づくりとして期待される農林業、観光産業に明るい展望が開かれる執行にならなかった点です。

以上です。

○鈴木達雄委員長 ほかに討論はありませんか。

中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 私は、第127号議案 平成25年度新城市一般会計決算認定について、賛成の立場で討論します。

平成25年度は、地域自治区制度が導入された初年度であり、市民自治社会の創造に大きく一歩踏み出したという意味から、市民自治社会創造・まちづくりのステージアップを図る平成25年度予算として執行されたと理解しています。

また、新城版こども園制度がスタートした年でもあり、子供・子育て家庭を地域全体で支え、子育てをしやすい環境づくりとして、また少子化対策としても制度のさらなる充実を期待します。

平成25年度決算におきまして、まず歳入の面で評価できる点としては、前年度に比べ、

自主財源が4.6ポイント増加している点が上げられます。

歳入を款別で見ても、地方交付税、市債のほかに大きく落ち込んでいる項目はないといつてよいと思います。

この地方交付税の減少は、普通交付税算定における基準財政収入額が増額となったゆえの結果と考えれば、むしろ評価に値すると考えるべきです。

歳出におきましては、一部の前年度からの大きな増減を除けば、ほぼ同水準であります。例えば、消防費における前年度比約7.7億円の減額は、東三河5市で共同整備を行った消防救急無線デジタル化整備事業が前年度で終了したためであり、また教育費における前年比約10億円の減額は、前年度に黄柳川小学校建設事業や、新城小学校屋内運動場改築事業の施設建設があったことによるものであり、要因は明確であります。

土木費における前年比増額は、市営芳ヶ入住宅建設事業、道の駅もつくる新城の施設整備によるものが主であります。道の駅もつくる新城については、新東名時代の奥三河の振興と広域防災拠点としての必要性からも、議会は予算承認として進めていたものであります。

また、財政分析におきましても、実質公債比率が前年比0.8ポイント改善しており、平成20年度からは一貫して改善傾向にあります。地方債残高は減少している一方で、基金は増額となっています。また、地方債発行額を抑えることにより、将来負担率も前年比6.1ポイント改善しています。

このように、財政健全化の主要の数値などからも、平成25年度決算がいい方向に向かっていると判断できます。

総括しますと、平成25年度決算は予算審議で、議会が承認した各事業が着実に執行され、また財政分析においても、より健全化の方向が示された決算内容であることを認め、賛成

討論といたします。

○鈴木達雄委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第127号議案を採決します。

賛否両論がありますので起立により採決をいたします。

本議案は、認定することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○鈴木達雄委員長 起立多数と認めます。

よって第127号議案は、認定すべきものと決定しました。

次に、第128号議案 平成25年度新城市国民健康保険事業特別会計決算認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告どおりに質疑をさせていただきます。

第128号議案の平成25年度新城市国民健康保険事業特別会計決算認定、一般会計から国保会計への繰入額、1人当たり、は幾らになるでしょうか、伺います。

○鈴木達雄委員長 城所市民保険課長。

○城所克巳市民保険課長 国民健康保険事業特別会計における一般会計からの繰入金は、国保財政の健全化、安定的な事業運営、並びに被保険者の負担軽減を図るための繰り入れであり、政令等で一定のルールが定められております法定繰入と、それ以外の法定外繰入があります。

法定繰入と法定外繰入を合わせました繰入金、3億938万3,876円の被保険者1人当たりの金額は2万4,563円となります。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それと、平成25年度の国民

健康保険税の1人当たりの平均額は幾らになるか、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 城所市民保険課長。

○城所克巳市民保険課長 1人当たり、調定額は10万6,197円でございます。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、今お答えしていただいた1人当たりの平均額、平成25年度は10万6,000円ということですね。

それで、平成24年度の1人当たりの平均額は、調べてみますと9万6,722円だと思いますが、こうした傾向を見ますと、年々平均額が増加しているように思うんですが、認識のほうはそういったふえていっているような認識でよろしいかどうか、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 城所市民保険課長。

○城所克巳市民保険課長 平成22年度から平成25年度にかけて、税率改正をお願いしてまいりました。その中で、一般会計からの激変緩和措置ということで、繰り入れをいただきながら、平成25年度まで税率改正をしております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 その結果、増加傾向かどうか伺います。

○鈴木達雄委員長 城所市民保険課長。

○城所克巳市民保険課長 税率の引き上げを行いましたので、平成25年度までは1人当たりの調定額としては上がっております。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、第128号議案平成25年度新城市国民健康保険事業特別会計決算認定に反対する立場で討論をさせていただきます。

質疑の中でも明らかになりましたが、新城市内の被保険者の1人当たりの平均の保険税の金額が、平成24年度は9万6,000円でしたが、今回は10万6,000円ということで、大体1万円の引き上げの形になっております。

そういったことで、やはり税金というのは市民の暮らし応援、住民生活の苦難軽減のために使うべきだと思っております。そのために自治体の存在があるかと思っております。決してうっかりミスで、道の駅に2億3,000万円もの税金を投入する前に、市内で頑張る自営業者への応援にお金を使うべきではないでしょうか。

よって、平成25年度の国民健康保険事業特別会計への決算には、市民への応援になっていないと判断するために、反対の理由といたします。

詳しくは、本会議で討論させていただきます。

以上です。

○鈴木達雄委員長 ほかに討論はありませんか。

下江洋行委員。

○下江洋行委員 それでは、第128号議案平成25年度新城市国民健康保険事業特別会計決算認定について、賛成の立場で討論します。

国民健康保険は、加入者が保険税を出し合い制度を維持するものです。

市では、平成21年度から平成25年度まで、国保事業基金や一般会計からの繰り入れを行うことで、財源不足を補うとともに、税率の大幅な引き上げを緩和する措置をとってまいりました。

平成26年度からは、給付率に見合う保険税率に達し、収支のバランスが見込まれる状況となっていることは、平成25年度の決算をも

って国保会計が一定程度安定したものであると評価します。

また、平成23年度、平成24年度と比較し、平成25年度は、基金積み立てもしっかり積むことができている。この点についても特に評価します。

引き続き、健全な国保会計を維持できるよう、医療費を減らすための健康増進に向けての保険事業の諸施策に力を入れていただくことに期待し、賛成討論とします。

○鈴木達雄委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第128号議案を採決します。

賛否両論がありますので起立により採決します。

本議案は、認定することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○鈴木達雄委員長 起立多数と認めます。

よって第128号議案は、認定すべきものと決定しました。

ここで、説明員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

再開は2時35分といたします。

休憩 午後2時26分

再開 午後2時35分

○鈴木達雄委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

第129号議案 平成25年度新城市後期高齢者医療特別会計決算認定から第156号議案平成25年度新城市作手財産区特別会計決算認定までの28議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本28議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより、本28議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第129号議案から第156号議案までの28議案を一括して採決します。

本28議案は、認定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。

よって、第129号議案から第156号議案までの28議案は、認定すべきものと決定いたしました。

第157号議案 平成25年度新城市新城市市民病院事業会計決算認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、第157号議案平成25年度新城市新城市市民病院事業会計決算認定について、質疑いたします。

平成25年度新城市決算審査意見書の公営企業会計病院の15ページですけれども、6の結びについて、以下伺います。

(1) 点目、3期ぶりの赤字決算について、その要因として、人件費と減価償却費の増加が指摘されておりますが、短期的要因と理解してよろしいでしょうか、お伺いします。

(2) 点目、休床病棟を活用した回復期リハビリ病棟の立ち上げについては、計画の見直しも必要な状況との指摘ですが、見解と対応を伺います。

(3) 点目、看護師宿舎や医師住宅など、遊休施設の利活用や処分についても進んでいない状況を指摘されておりますが、見解と対応を伺います。

以上、よろしくお願ひします。

○鈴木達雄委員長 天野市民病院総務企画課長。

○天野雅之市民病院総務企画課長 私からは、(1)と(3)について、続けてお答えします。

赤字決算の主な要因としましては、決算審査意見書に記載されていますように、人件費及び減価償却費等費用の増額であります。

特に、人件費のうち退職給与金は前年度と比較して約5,700万円増加しています。これは、平成24年度は1名だった定年退職者が、平成25年度は5名と大幅にふえたことが主な要因であります。

こうしたことから、仮に平成25年度の退職給与金を過去5年間の平均額で算定しますと黒字になることから、平成25年度の決算が赤字になったことについては、短期的要因であったと考えています。

次に、(3)ですが、医師住宅につきましては、これまで医師及び東日本大震災の被災者が利用していました。この4月からは、それに加え、院内で宿泊していた臨床研修医の住環境向上を図るため、改修及び備品を整備し、研修医の宿舎として遊休施設の利用を進めています。

看護師宿舎につきましては、利用する看護師がいなくなったため、活用方法について、不動産関係者の意見も参考にしながら検討してまいりましたが、具体的な方策が決まっていない状況です。

今後は、売却も含め、有効的な方策を検討してまいります。

以上です。

○鈴木達雄委員長 豊田市民病院医事課長。

○豊田卓孝市民病院医事課長 私からは、(2)について御説明をいたします。

御質問の件につきましては、平成26年度の診療報酬改定で、新たに創設された地域包括ケア病棟についてであります。これについて、見直しが必要になったというところでありませ

す。回復期リハビリテーション病棟、それから

地域包括ケア病棟ともに、この地域にはない亜急性期、また回復期を担う病棟であり、引き続き開設に向けた努力が必要な状況に変わりありませんが、両病棟にはそれぞれの機能というものがあ

りまして、どちらの病棟を運用することが地域の皆さんの医療需要に合っているのか、それから病診・病病連携の推進上はどうか、というような点を改めて両病棟を比較検討し、結論を出さなければいけない状況にあります。

ということで、院内においてただいま検討を進めているところであります。

以上です。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 1点目、再質問します。

人件費は退職金が主で、これは短期的というかその年だけという説明でしたけど、減価償却費は電子カルテが主なものだと思うんですけども、電子カルテもそんなに償却期間長くない、確か6年ぐらいですかわかりませんが、これもそう長期的な影響は受けないのかなと思うんですけど、その点について減価償却費についてはどのような見解でしょうか。

○鈴木達雄委員長 天野市民病院総務企画課長。

○天野雅之市民病院総務企画課長 委員おっしゃるとおり、電子カルテにつきましては5年であったと思いますので、その影響は5年間ということで、今回平成25年度に限っては人件費が短期的な要因であったと考えております。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、2点目の再質問ですけど、回復期リハビリ病棟はなかなか難しいというような見解ですけども、休床病棟というの、かなり病室があいていると思うんですけど、それ以外に何かほかの用途も含めてもう少し総合的な検討をされていくのか、そこの辺ですよね。回復期リハビリ病棟だけ

に絞って考えるのか、そういった地域ケアとか、回復期だけの見直しなのか、それとも抜本的に休床病棟をちゃんと有効活用する方向を見直すのか、その辺について再度お願いします。

○鈴木達雄委員長 豊田市民病院医事課長。

○豊田卓孝市民病院医事課長 現在のところは、回復期リハビリ病棟及び地域包括ケア病棟というところを中心に考えているところがあります。

以上です。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そっけない返事で、それしか考えてないなら、頑張るってやるように努力してもらえないですか。

3点目の再質問ですけども、まず医師住宅については研修医の住居ということですけども、研修医の利用状況は、要するに実際何戸あってどれだけ使っているのか。その辺の実態をお願いしますということと、看護師宿舎は売却も含めているんな検討をしていくということなんですけども、例えばそのまま若者政策住宅、あるいは市営住宅的な用途に転用するような、他の用途に転用するような方針、そういう考え方は検討に値しないのか、そういうことについての総合的な検討をされたのか、その辺について確認します。

○鈴木達雄委員長 天野市民病院総務企画課長。

○天野雅之市民病院総務企画課長 まず、医師住宅の状況であります。医師住宅は西入船と東入船、宮の前の3カ所がございます。西入船は2棟8戸ありまして、被災者が2世帯、それから医師が2世帯使っておりまして、今回研修医が1世帯使うという状況であります。

研修医の受け入れ状況は、年間通じて常に2人いるというような受け入れ状況であります。

それから、東入船の医師住宅につきまして

は、現在倉庫として利用しております。

それから、宮の前の2棟のうち1戸は医師が利用しております。

それから、看護師宿舎の利用につきまして、看護師宿舎のほかにも遠方入院患者さんの付き添いの方が利用するそういう施設といったことも考えたり、売却も考えては来たんですけども、ただ進入道路の道幅が非常に狭いということで、利用価値が低いという指摘も受けております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 もう一回聞きますけども、医師住宅のほうで東入船が倉庫として使っているって、これ病院の倉庫で使っているのか、そこに倉庫を設ける必要性があって使っているのか、使い道がなくて仕方がなく倉庫で使っているのかよくわからないんですけど、住宅を倉庫に使うという趣旨がよく理解できませんけど、そういうのはちょっとおかしくはないかということです。

それから、看護師宿舎、確かに道が狭くて一番の奥のほうにあるので、使い勝手が悪いかもしれませんが、ほかっておくよりか低家賃で使うって言えば、私はかなり需要はあるような気がしますので、政策的な面で特別な人が入っていただくような住宅として考えることも必要かと思うんですけど、そういう発想は全くないのか、病院だけでそれは考えておるのか、それは病院以外にも市長部局含めて総合的にいろんな政策の絡みの中で、その施設も利用するという議論をされているのか、そういうことを確認したいと思います。

○鈴木達雄委員長 天野市民病院総務企画課長。

○天野雅之市民病院総務企画課長 まず、医師住宅の倉庫であります。病院内に納めることができないものについて利用しているところでもあります。

それから、看護師宿舎の件ですけども、

賃貸というちょっと質問の意図のところは理解できなかったんですが、一般的に職員が使うのではなくて、賃貸として貸し出す方法かどうかというような御質問だったかと思いません。

それで、一般的な民間のアパートのような賃借というのも一つの方法として検討もしましたが、やはり市内にはかなりの民間アパートが建っておりまして、立地条件が余りよくないものですから、利用者はかなり低いであろうというような御意見もいただいております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 倉庫のほうですけど、病院に入らないものをその倉庫に置くって、病院とかなり離れておる場所ですよ。常日ごろ使わないものを入れるための倉庫なのか、常日ごろ使うものをそんなところに置く必要はないわけだから、倉庫として使うということ自体が私は不適切だと思うんですよ。目的外使用と言っていいのかもしれないんですけど、医師住宅として使わないのを倉庫として使うのは不適切ではないかということを行っています。

それから、看護師宿舎は利用方法について病院だけで考えるのではなくて、市全体の中でいろんな政策の中でそういったものを有効活用する議論をするべきだと、私は思うんです。ただ、賃貸しなさいというだけじゃなくて、いろんな活用の仕方も含めてやるべきだと、私は言っているつもりですけど、その辺を理解してもらう一回お願いします。

○鈴木達雄委員長 天野市民病院総務企画課長。

○天野雅之市民病院総務企画課長 看護師宿舎の利用につきましては、今おっしゃられたように、これまでは病院の内部だけで検討しておりましたので、今後は、今の御意見も取り入れまして、いろんな範囲で検討をしてい

きたいと考えております。

倉庫については、御指摘のあったように、現在はそういう形で利用しておりますので、その辺は適正な利用方法に変更していきたいと考えております。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。
ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第157号議案を採決します。

本議案は、認定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。

よって、第157号議案は、認定すべきものと決定しました。

次に、第158号議案 平成25年度新城市水道事業会計決算認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、第158号議案 平成25年度新城市水道事業会計決算認定について、質疑いたします。

平成25年度新城市決算審査意見書の新城市水道事業会計の水道、ページ15ですけども、5の「むすび」について、以下伺います。

1点目、有収率の年々の低下は、老朽化した経年管からの漏水が原因との指摘ですが、対応について伺います。

2点目、平成14年度の料金改定以降では、平成20年度、平成24年度と続き3度目の純損失の計上となったが、対策と見通しについて

伺います。

3点目、給水原価は過去5年間で最も高くなっているとのことだが、対策と見通しについて伺います。

4点目、平成28年度には、簡易水道事業との経営統合が予定されており、独立採算による事業運営が困難な状況が予想されることですが、見解と対応を伺います。

以上、4点お願いします。

○鈴木達雄委員長 岡本水道課長。

○岡本克美水道課長 それでは、御回答させていただきます。

初めに、1点目でございますが、有収率につきましては、前年度と比較をいたしまして0.8ポイント低下いたしております。主な要因といたしましては、御指摘のありましたとおり管路老朽化による漏水が原因だと考えられます。

こうしたことから、有収率を高めるには管路の漏水調査による漏水箇所の早期発見、また老朽管路の更新が有効と考え、対応いたしております。

管路施設の更新では、管路の耐震化事業、また他事業関連の設営とあわせまして、漏水頻度の高く、老朽化が進んでいる路線を優先的に敷設替えを行っている状況でございます。

また、漏水調査では、対応につきましてリークゾーンテストや、調査範囲のブロック化などによる漏水調査で発見をされました漏水箇所の修繕を速やかに実施するというように対応しております。

このような対応で、有収率の向上に努めているところでございます。

次に、2点目でございますが、平成25年度決算におきましては、純損失の計上となりましたが、その要因といたしましては、企業等の大口需要の減少によります給水収益の減少に加えまして、ことし4月からの公営企業会計制度の改正に伴いまして、水道事業会計システムの改修が必要になったこと、また新シ

ステムへ移行するためのデータの組み換え等の臨時的な経費が発生したことや、電気料金を構成しております燃料費調整単価の高騰によりまして、動力費が増加したことが主な要因となっております。

このような状況下であります。水道事業につきましては、平成28年度におきまして、簡易水道との経営統合を予定しております。現在、統合の事業経営のもととなります料金につきましては、簡易水道料金との統一を基本といたしまして、また急激な負担増とならないように激変緩和措置等も考慮した上で、統合における経営状況を見据えた適正な水準の料金となるよう検討を進めております。

しかし、給水人口の減少、節水意識の浸透あるいは節水型機器の普及、また企業等の事業の減少によりまして、水の需要は減少傾向にございます。将来的にも料金収入の大幅な増加は期待できない状況にあります。こうしたことで、統合後におきましても厳しい経営状況が続くことが予想されますが、事業費の節減を一層図りつつ、健全経営に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目でございますが、給水原価の御質疑でございますが、給水原価につきましては、有収水量1立方メートル当たりの費用を示すものでございまして、経常経費から受託工事費を除いたものを分子とし、年間総有収水量で除した値となります。

平成25年度決算では、有収水量の減少、また臨時的な経費が発生したことが大きな要因となりまして、過去5年間で最も高くなった状況でございます。

水の需要も減少傾向にありまして、将来的にも料金収入となります有収水量の大幅な増加は期待できない状況であることから、今後におきましても、簡易水道事業との経営統合という大きな要因もございますが、経常経費の節減などにつきまして、恒常的な経営改革を推進していく考えでございますので、よろ

しくお願いいたします。

最後に4点目でございますが、簡易水道につきましては事業費に対する水道料金収入の割合が小さく、歳入不足を抱えております。この不足分を一般会計からの繰り入れに依存しているという現状でございます。

また、水道事業におきましても、平成25年度の決算では、損失決算となったことから、経営統合により独立採算による企業経営が困難となる状況が予想されるところでございます。

先ほど、2点目の回答でも触れさせていただきましたが、現在経営統合に向けまして準備を進めております。大変厳しい経営状況下ではございますが、統合後においても、経営の健全化、効率化により、経営基盤の強化に努めまして、均一で、良質な水道サービスを実現できる安定した水道経営を目指していかねばならないと考えておるところでございます。

現在、統合後における財政計画、また収支計画等につきましては、検討の段階ではございますが、統合におきましても水の需要の減少等によりまして料金収入の増加が期待できないことから、採算分につきまして一般会計からの繰り入れに依存せざるを得ない経営状況も予想されます。

このようなことも踏まえまして、統合後の料金につきましては、これまでの水道事業、簡易水道事業、それぞれの収支決算による経営分析、資産調査、また施設の更新計画などを作成し、中長期的な財政計画を作成した上で、健全な事業経営を行っていただける適正な水準の水道料金体系となるよう検討を行っているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、1点目から再確認します。

老朽化した経年管は古いところから順次管路更新を計画的にされているということですが、漏水についてはどういった形で点検されていますか。定期的にやられているのか、その辺の頻度、その辺のチェックはどういうふうな計画でやられているのか、お願いします。

○鈴木達雄委員長 岡本水道課長。

○岡本克美水道課長 それでは、お答えさせていただきます。

漏水に関しては、地上に出てくる部分につきましては、住民からの通報とか、そういった点で目視して確認をしておりますけれども、地上に出てこない、地下に浸透するとか、そういう漏水もございまして、それについては夜間の最低流量というのがあるんですけども、その増減を確認いたしまして、どのようなところで漏水が発生している状況が想定されるというようなことを確認しながら、漏水の調査をしております。

それで、確認できたところについて、このあたりが漏水の可能性はあるのではないかなというところについては、地上から音を聞きながら、漏水音ですね、職員が調査に当たっている状況でございます。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 地上で目視で確認できるのは誰でもできると思うんですけど、正面に出ない漏水は、夜間水を余り人が使わない時間に、要するに流量があるところを確認して、そこを目星つけてやるというそういう方法でやられているということですのでよろしいですね。

○鈴木達雄委員長 岡本水道課長。

○岡本克美水道課長 そのとおりでございます。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それから、2点目の純損失ということで大口需要が減ったということですけども、それは大口需要がなくなったということなのか、大口需要先が節水にしたから要するに需要が減った、そういう解釈なのか、

その辺はいかがでしょう。

○鈴木達雄委員長 岡本水道課長。

○岡本克美水道課長 企業がなくなったとかそういうことではございません。やはり企業も経営努力ですか、そういう経費の節減に努めている状況でございまして、節水意識が強まって、水量が少なくなったということが考えられます。

以上です。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、3点目、4点目をあわせたような質疑になるかもしれませんが、経費がふえるのはいろんな要因があると思いますけど、経費節減の努力も当然されていっていただきたいと思ひますし、それも平成28年度の統合に向けていろんな経費も節減していかなければならないと思ひます。

それで、今のところ、独立採算による事業運営は困難ということていろんな要因があると思ひますけども、簡水と普通の上水が統合した場合に、料金を統一する方向で考えておられるのか。そうした場合に、当然不採算な部分が出てきて、それは先ほどの説明ですと、一般会計からの繰り入れだけでやるつもりなのか、あるいはある程度の水道料金の値上げも含めた、あるいはそれにプラス一般会計からの繰り入れを入れるような形でのことを検討されているのか。

現時点での水道の給水量とか人口とか、いろんなことの要因の中で、ある程度シミュレーションができると思ひますけども、その辺の検討を早急にして、方針を示すべきだと思ひますけども、その辺についての検討状況はいかがでしょう。

○鈴木達雄委員長 岡本水道課長。

○岡本克美水道課長 今後の経営状態につきましては、委員おっしゃられるとおりで思ひます。

現在、財政計画とか、今後の収支見通しとかいう点につきまして検討しておりますので、

その点も踏まえまして、総合的に今後不採算部分が出てくるのか、そうした場合に一般会計からの繰り入れをお願いするのか、料金を改訂するのか、その辺を踏まえまして検討を早急にさせていただきたいと思ひます。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 もう平成28年って、すぐですよ。平成26年ですから、もう来年、再来年です。今そんなこと言てなくて、もう今方針出しておかないと、そのときになって値上げしますじゃ、やっぱり市民も困るわけで、そういうことを早期にシミュレーションして方針を出した上で、それに向けてどういふ対策があるのか、あるいはお金を補うことができるのかと、そういうことを総合的にやっぱり示していかないと、やってみたら値上げしないとやっていけないから、じゃあやっぱり市民に対しては説明責任を果たしてないと思ひますので、早急にそのシミュレーションを果たすべきだと思ひます。

いつまでにやりますか。

○鈴木達雄委員長 岡本水道課長。

○岡本克美水道課長 現在、そのようなシミュレーション等をするような準備段階に入っておりますので、来年度にはおおむねのものを設定していきたいというような考えでございします。

よろしくお願ひします。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第158号議案を採決します。

本議案は、認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。

よって、第158号議案は、認定すべきものと決定しました。

第159号議案 平成25年度新城市工業用水道事業会計決算認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 第159号議案 平成25年度新城市工業用水道事業会計決算認定について、質疑いたします。

平成25年度新城市決算審査意見書新城市工業用水道事業会計の工水の12ページをお願いします。

5の「むすび」について、以下2点、お伺いします。

1点目、供用開始から38年が経過した老朽管の改修に必要な内部留保資金が、十分に確保されていないとの指摘に対する見解を伺います。

2点目、中長期的な施設更新計画の早期作成については、昨年同様に指摘されていますが、見解を伺います。

○鈴木達雄委員長 岡本水道課長。

○岡本克美水道課長 それでは、1点目、2点目、関連がございますので、あわせて形で御回答をさせていただきます。

本市の工業用水道事業につきましては、昭和49年度に供用開始して以来、40年余りが経過をいたしております。

その間、大規模な施設修繕等はありませんでしたが、ポンプをはじめといたします比較的耐用年数の短い機器類の更新、また小規模な修繕につきましては、内部留保資金におきまして支出をしまいましたが、今後実施する老朽化した管路の更新につきましては、更新に必要となる内部留保資金が現状により

まして十分に確保されていないということは事実でございます。

こうした経営状況を踏まえまして、今後継続して事業経営を行っていくためには、御指摘のありました中長期的な視野に立った管路施設更新計画、一時管理計画、また財政計画を作成いたしまして、これをもとに今後の経営形態や、事業経営のあり方そのものにつきましても、早期に検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 内部留保資金が十分ないことを認識されておるようですが、それはなかなか留保できない状況があるかと思っておりますが、現状の資金では、例えばそういう大規模などうか、そういった老朽管の破損等があった場合に、どの程度の対応ができる状況なんでしょうか。

○鈴木達雄委員長 岡本水道課長。

○岡本克美水道課長 現在の管路施設につきましては、40年ほど、耐用年数が40年なんですけども、近づいておる状況でございます。また、施設配水池とか、取水施設につきましては、耐用年数も機器類について更新等しておりますので、大規模な改修は今後近いうちに発生するというようなことはないかと思っておりますけども、管路について一度に全てやるということかなり資金的にもえらいと思っておりますけども、今後ちょっと現状の財政計画等を立てた上で、どのぐらいの大規模な改修になるのか、その辺のところは今ちょっと現状では把握していないといえますか、財政計画等を作成していない状況でございますので、言いかねることがございますけども、現状の漏水とか、小さなものにつきましては対応できるような状況でございます。

以上です。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 老朽管破損の場合は、程度にもよるけど対応できると解釈していいのか

わかりませんが、これから東南海等の大規模な地震等あった場合にも、当然対応しなくてはいけない状況になると思いますので、その辺も含めて、今後の中長期的な施設更新計画がなかなか作成できないような、作成できない理由が何かあるのか、昨年も指摘されて、ことしも指摘されて、また来年も指摘されるようだとやる気があるのかと思われてしまいますので、いつまでに作成するのか、その辺だけははっきり言っていただけますでしょうか。

○鈴木達雄委員長 岡本水道課長。

○岡本克美水道課長 いろいろ人為的なものとかそういういろいろな面があるんですけども、今考えておるのは来年度をめどに。

〔「平成27年」との声あり〕

○岡本克美水道課長 はい。考えていきたいと思えます。

〔「平成27年度中、完成と」との声あり〕

○岡本克美水道課長 完成というところなんですけど。

よろしくお願いします。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 議事録、しっかり書いておいてください。

終わります。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第159号議案を採決します。

本議案は、認定することに異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。

よって、第159号議案は、認定すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は、全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会します。ありがとうございました。

閉 会 午後3時14分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 鈴木達雄